平成22年第3回南丹市議会9月定例会会議録(第2日)

平成22年9月7日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成22年9月7日 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(22名)

吉

悖

雄

幸

文

夫

三

1番 Щ 下 秋 則 2番 木 戸 德 大 功 今 4番 町 5番 西 不 7番 Ш 勝 眞 8番 Ш 下 澄 10番 松 尾 武 治 11番 谷 矢 弘 14番 橋 本 尊 13番 野 康 16番 仲 村 学 17番 村 田 正 野 好 20番 大 西 19番 高 美 中 昭 22番 小

3番 林 茂 次 6番 森 爲 9番 Ш 勝 儀 昭 12番 瀨 孝 人 廣 森 嘉 \equiv 15番 18番 仲 絹 枝

21番 井 尻 治

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

 事務局長
 勝山秀良
 局長補佐
 今西
 均

 係
 長西田紀子
 主査長野久好

説明のため出席した者の職氏名

長 佐々木 稔 副 市 長 松 \mathbf{H} 清 孝 市 納 総合政策担当部長 教 育 長 森 榮 大 野 光 博 兼総合政策室長 総 務 部 長 上 原 文 企画管理部長 井 上 修 男 和 福祉部長 市民部長 村 平 塚 西 良 永 則 昭 兼福祉事務所長 農林商工部長 神 田 衛 土木建築部長 山内 明
 上下水道部長
 和久田 哲 夫
 教 育 次 長 東 野 裕 和

 会計管理者 兼出納課長
 小 寺 貞 明 八木支所長 川 勝 芳 憲

 日吉支所長
 榎 本 泰 文 美山支所長 小 島 和 幸

午前10時00分開議

○議長(井尻 治君) 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労に存じます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(井尻 治君) 日程第1「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、5番、今面不悖議員の発言を許します。

今西議員。

○議員(5番 今面 不悖君) 皆さん、あらためましておはようございます。議席番号 5番、丹政会の今面不悖でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に したがいまして質問を行ってまいりたいと思います。

まず、はじめに、去る7月1日付で新しく副市長に就任されました松田清孝氏におかれましては、佐々木市長の補佐役として、今日までの行政経験を活かされまして、市政の運営と、さらなる市政推進のためにご活躍をいただくことを心からご期待を申し上げておきたいと存じます。

それでは1点目の総務関係でありますが、去る3月定例会での一般質問で、南丹・京 丹波地区土地開発公社の土地並びに土地開発基金等で保有する土地の処理方針について、 私のほうから市長に対しまして質問を、展開をしてまいりました。この7月の人事異動 によりまして、新しく財産管理室が設置され、より積極的に土地を処理するための対応 策が講じられましたことにつきましては、高く評価をするものであります。さて、京都 地方法務局園部支局が先月30日に、園部町小山東町平成台に移転をしたところである わけでありますが、平成台移転地と旧法務局との契約関係と、これまでの経過及び内容 について伺うものであります。

現在、国の出先機関につきましては、南丹市内においても平成19年9月に近畿農政局、京都統計情報センターが廃止されるなど、多くの市町村で統合、廃止が推進されている中、近年では行政刷新会議における事業仕分けが進められている中、法務局におき

ましても同様の結果になるのではないかと危惧をしていた、私もその一人であります。 国の財政厳しい折、大型事業により箱物建設が次々と見直されている状況の中で、今回、統合・廃止されることなく、立派な法務局園部支局庁舎を南丹市内に移転されましたことは大きな成果であると、評価するものでありますが、4月に行いました総務常任委員会管内視察の際には、移転先地については、賃貸借契約で工事を進めているということで伺っておりますが、これまでの経過を踏まえまして、移転先地と旧法務局跡地との契約関係は、今後どのような形で行われていくのかにつきまして、伺うものであります。

また、そのことと関連いたしまして、現在の庁舎は小高い丘の上に位置することや、 駐車場から庁舎までの一定の距離間等を考えますと、高齢者や障がいのある方たちにと っては、必ずしも使い勝手が良い庁舎とは言えないことかと思います。施設が手狭にな りつつあることを考えますと、旧法務局を庁舎の一部として有効活用ができないか、伺 っておきたいと思います。

2点目は、防災に関してでありますが、近年は9月に入っても猛暑が続いております。 気象庁の解析によれば、今年の夏、6月から8月でありますが、平均気温は平年を1. 64度上回り、統計を開始した1898年以降、今から約113年前でありますけども、 最も高かったことが明らかになっております。全国で4万6,000人以上が熱中症で 搬送されるなど、猛暑は日常生活を脅かしていると思われます。一方、アジア各国を見 れば、1,000人以上が死亡した中国甘粛省の土石流災害、そして、被災者2,00 0万人以上とも言われるパキスタンの大洪水など、豪雨禍が目立ちます。日本だけの異 変でなく、地球規模での問題と見たほうがいいんではなかろうかというふうに思います。 河川などの防災や暮らし方など、幅広く見直してみる必要があるのではないでしょうか。 今年の夏は前半、梅雨前線や湿った気流の影響で、雨の日も多かったわけであります。 それも局地的で短時間に集中的に降るゲリラ豪雨が目立っております。今年のような干 ばつで地表面が乾燥して、クラックが入っている箇所、さらには近年、山林におきまし て、枯れ木、クヌギ、ナラ等の広葉樹、落葉樹の立ち枯れがたくさん見受けられます。 これらの樹木が枯れることによりまして、本来、雨が降ったときに保水してくれる樹木 であるものがこのような状況であるのも、土砂災害、斜面の崩壊を引き起こす一つの大 きな要因になるのではないかと危惧するものであります。そうした中、本市におきまし ては、平成21年4月に各戸に配布されました総合防災ハザードマップがあるわけであ りますが、有事の際に備えて、このマップを活かすため、各区、市民に対する周知はど のようにされているのか、伺っておきたいと思います。

3点目に、農政関係でありますが、農地・水・環境保全向上対策についてであります。 今、全国の集落で高齢化や混住化が進行して、農地や農業用水などの資源を守る地域 のまとまりが弱体化している中であります。農業者だけでなく、地域住民などが一丸と なって資源の良好な保全や環境の向上を図り、これらを子や孫の世代に良好な状態で引 き継いでいくことが必要と認識し、南丹市内におきましては、107の組織が平成19 年度から今日まで積極的に本事業に取り組んできたところであります。私の区におきましても、この交付金事業が導入されていなかったら、できなかった事業等があるわけでありますが、本事業をもって達成できた部分が多いというふうに考えております。また、府内の各種団体の意識も高まり、大変結構な有意義な事業であると、評価をしているところであります。そこで、市として今日までの取り組んできた組織全体を見て、総合的にどのような評価をされるのか、伺うものであります。

次に、この事業は平成23年度をもって、一応終わることになるわけでありますが、 まだまだ道半ばでやらなければならない部分もたくさんあるのではないかと思います。 我々といたしましては存続を求めるものでありますが、市長として府・国に対して継続 する旨、そして働きかける考えがあるのかどうか、伺っておきたいと思います。

以上をもちまして、質問席からの質問を終わります。

〇議長(井尻 治君) 答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) おはようございます。それでは、今面議員のご質問にお答え をいたします。

まず、8月30日に移転いただきました法務局の園部支局の課題につきましてご質問 をいただきました。ご質問にございましたように、園部町小山東町の平成台の大区画に 移転いただいたわけでございますけれども、旧園部町時代から、この平成台の大区画に おきましては、国等の出先機関を集約して移転いただくという取り組みをお願いをして まいったわけでございますが、税務署につきましては移転いただいたわけでございます が、その後、進んでおらない状況でございまして、そういった中で、私どもも法務局に 対しまして移転の働きかけを行ってまいったところでございます。こういった中で、平 成18年の12月に法務局さんのほうから移転に向けた意向について、ご相談がござい まして、今日まで協議を行ってきたところでございます。ご質問の中にもございました ように、今、国の出先機関の統廃合、また廃止等の動きが大変大きくなっておりまして、 利便性の問題等の中で私どもも、これは大変危惧しておったところでございますけれど も、特に法務局におきましては、それぞれ出先機関が府内に36あったわけでございま すが、現在、11に統廃合されているという現状でございます。こういった中で、園部 支局さんが移転をして新たに存続していただくということで大変ありがたく存じておる ところでございます。こういった中で、国におきましても財政上の問題からも土地、建 物の同時の予算化というのは困難であるという意向が示されまして、こういった中で、 期間が長期になります建築という部分から予算確保していく。建築完了後に土地取得の 協議を行うというのが最近の慣例になっておるようでございます。こういった中で、平 成18年の12月からその意向を示されたあと、種々協議を進めてまいったわけでござ いますけれども、まず平成21年の7月29日に平成台移転地の賃貸借契約を締結した 中で新築工事を開始されました。次いで、本年22年の6月18日に平成台と旧法務局

の土地交換についての正式文書の依頼がございまして、7月7日には、平成台の一部土 地購入取得の正式文書依頼を受けたということでございます。私どもも今日までこうい った中で協議を進めてまいる中で、庁内で協議を続けてまいったわけでございますけれ ども、旧法務局庁舎、また跡地、これにつきましては十分庁舎等に活用できる施設であ るという判断をする中で、取得することを決定いたしたところでございます。今後の契 約予定につきましては、市が所有する平成台用地の一部と、法務局が所有する旧園部支 局跡地及び建物を等価交換いたしまして、また平成台用地の一部につきまして、売却す る形として契約を進めてまいる所存であります。また契約額につきましては、不動産鑑 定額を基本に協議を行っておるところでございます。9月の末を目途に価格決定をし、 交換契約並びに売買契約を締結したいという予定にいたしておるところでございます。 こういった中で、先ほど若干申し上げましたけれども、旧法務局の跡地並びに建物、こ れにつきまして、場所的にも市役所の本庁舎の入り口付近の平たん部に位置しておりま すし、また道路を挟んでということで、大変、連絡も容易であるということ。また、こ の建物につきましても昭和62年の建築でございまして、新しい耐震基準も満たしてお ります。また面積につきましては総面積897㎡という規模でございまして、例えば、 市の一つの部署がそのまま移転して事務を行うということも可能でございますし、こう いった中で、今の本庁舎の現状というのが、利用頻度は年々増加しておるのも現状です し、また利便性について様々なご意見もいただいておる、手狭な状況であるということ も事実でございます。こういったことを総合的に判断いたしまして、この旧法務局園部 支局の建物、そして土地につきましても、市役所の本庁庁舎の一部として活用をすると いうことが効果的であるという判断の中で決断したところでございます。これにつきま して、先ほど申しました、どういった部署がそこで業務を行うのか。これは市役所全体 の機構組織というものも大変重要になってまいりますし、申すまでもなく効果的・効率 的な行政を行う上では、来年度に向けまして、今この部分について協議を進めておると ころでございます。より良い行政の推進のために、この施設を活用していきたいという ふうに考えておるところでございますけれども、今議会におきまして、この建物に対す る、それぞれやっぱり少々の変更をしなければならないということで、設計費の300 万円の補正予算を計上させていただいておるところでございます。いずれにいたしまし ても、市民の皆様方により良く利便性を高める中で活用していただけるためにも、この 旧法務局の庁舎を合理的に活用していきたい。こういうふうに考えておりますので、ご 理解を賜りたく存ずる次第でございます。

次に、防災に関してのご質問をいただきました。ご質問の中でもございましたように、誠に異常な高温が今日まで継続をいたしております。また局地的な集中豪雨、これも多発をしたところでございまして、この安心・安全という面からも、この防災の対応に対する、市も積極的に取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。こういった中で、総合防災ハザードマップにつきましては、昨年4月の区長会におきま

して概要説明を行う中で、市民の皆様方に配布をさせていただいたわけでございます。 こういった中で、土砂災害につきましては、京都府の事業で土砂災害防止法に基づく区 域指定が実施されております。現在11行政区の5地域ということが指定されておると ころでございます。調査を終了した地域から順に調査結果の説明等にお伺いしておると ころでございますけれども、こういった中でこの防災ハザードマップ、これも活用しな がら、やはり各地域のことは、住民の皆様方が一番ご存知でございますので、有事に備 えた各地区内での危険個所、また連絡体制の整備、避難経路などを各地区において、避 難マニュアルとして作成をしていただきたいとお願いをしておるところでございますし、 私どももこの点につきましては積極的に協力・努力をしていかなければならないという ふうに考えておるところでございます。とりわけ当然のことながら、隣近所の、また自 治会での協力ということが重要であるわけでございますけれども、新たなる自主防災組 織、このことにつきましても重要であるというふうに考えておるところでございます。 この設立にあたりましても、市としても努力・協力をしていかなければならないという ふうに考えておるところでございます。誠に異常な気象状況が生じておるわけでござい ますので、十分この辺も踏まえながら努力をしていかなければならない。市としてもそ のように考えておりますので、今後とものご指導や、また、ご協力を賜りますようにお 願いいたす次第でございます。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業につきましてご質問をいただきました。議員 ご質問の中でもおっしゃっていただきましたように、平成19年度から平成23年度ま での5年間実施されるという事業でございまして、市内で107の活動組織が農業振興 地域の農用地の約78%にあたります1,849ヘクタールで、活動を実施いただいて おります。このうち12組織におきましては、化学肥料、農薬の5割を減らす環境に優 しい農業を地域で取り組むといった、いわゆる二階部分の営農活動も実施していただい ておるということで、とりわけこの農用地の78%というカバー率は、府内でもトップ クラスであるということでございます。こういった中で、21年度は本対策の中間年に 当たりますので、今後10年間を見通した体制整備構想、それぞれの組織に提出をいた だいたところでございます。こういった中で、概ね10年後の推定におきましては、農 業者の高齢化で活動人数が減少すると見込まれる組織は多くあるというのが現実でござ いますけれども、この事業の実施によりまして、農地の持つ多面的な機能や防水効果、 それから、やすらぎの提供、そして地域の連帯感が醸成されるといった、大変効果につ きましてもご意見をいただいておるところでございますし、この事業につきまして高い 評価をしていただいておるところでございます。私どもといたしましても、この事業が 皆様方のご努力によりまして、今日まで効果的に実施をしていただいておるということ を高く評価いたしておりますし、今後、23年度までということになっておりますけれ ども、この対策事業の継続化、また、ただ、事務の煩雑等の問題につきましてもご意見 をいただいておるのも事実でございますので、こういった改善も踏まえまして、今後の

継続と、それぞれの改善、これを求めていきたい。とりわけ京都府におきまして、京都 農地・水・環境保全向上対策協議会というのが設置されておりますし、こういった他市 町村、そして京都府さんとも連携をとりながら、今後もこの農地・水・環境保全向上対 策事業が、さらに継続的に推進できますように、市としても努力をいたしてまいる所存 でございます。今後とものご協力を賜りますようにお願いいたしまして、答弁といたし ます。

- **〇議長(井尻 治君)** 答弁が終わりました。 今面議員。
- ○議員(5番 今面 不悖君) ただいま回答をいただいたわけでありますが、再度確認を含めまして質問をしてまいりたいと、こういうように思います。

法務局の関係でありますけれども、いわゆる結果として新しく移転先地の土地2筆でありますが、その2筆と旧の法務局庁舎、これの面積差額、さらに旧庁舎を含めまして、等価交換をされまして、そして残った新しい土地の面積が多いという今のお話しでありますので、その分を売買契約をもってやっていくとこういうことで、今後、9月に向けまして、関係をもとに売買契約が決定していくとこういうことで、いいのかどうか確認をしておきたいとこういうふうに思うわけであります。

さらに旧法務局にいたしましては、都市計画街路の内環状線と言われる道路が市役所の駐車場の前から南陽寺を経まして国道9号まで行っておるわけでありますが、非常に私も在職時代に法務局に対して、ご無理なお願いもしてきた経緯はよく知っておるわけでありますが、国の機関といえども、あれだけの駐車場を狭くして協力をいただいたことには、感謝を申し上げておかなければならないやろなとこういうふうに思っておるところであります。そういうことも踏まえまして、十分精査をされた中での鑑定を入れられまして、適切なる売買契約が締結されることを望むわけであります。

庁舎の活用でありますけども、先ほど市長からは、これから来年の異動の時期という解釈をしていいのかどうかわかりませんけども、それまでに十分検討を加えていきたいとこういうお答えであったというように思うわけでありますが、今回の補正予算におきまして、庁舎改修事業費ということで300万円計上をされております。一定この300万円の計上につきましては造作、中の改修をどうしていくんかという一定の考えがある中での設計委託であるんじゃなかろうかなというふうに、私は思います。そういうことを踏まえまして、現時点で具体的にどういう部門が移っていくのか、移っていくのが望ましいのか、具体的な形のものが市長の腹の中にあれば、この際、お伺いをしておきたいとこういうふうに思うわけであります。

そういった中で、この住民からは今日まで、先ほども言いましたように、いわゆる老人、妊産婦、そして、いろんな集団検診等でこむぎ山健康学園が、この議場の左手奥にあるわけでありますけども、非常に高いところに位置をしておりまして、これも駐車場もあまりない状況の中で検診等が頻繁に行われておる状況下であります。そういったも

のが、あそこまで上がるのに非常に、どう言いますか、苦しいとか、また行きにくいとか、立ち寄りにくいとこういうお話をよく聞くわけでありまして、できることであれば、市民のニーズの高い部分をそういったところに降ろしていただくような形のものが一考できないかなというふうに、私のほうから提言をさせていただいておきたいと、こういうふうに思います。検討の一部にしていただければありがたいというふうに思っておるところでございますので、この辺のことにつきましても、お伺いをしておきたいとこういうふう思います。

それから防災の関係でありますけども、現在京都府のほうにおきまして、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害の危険個所の地層調査、いわゆる現地調査を実施されていると聞いております。これらが今の予定では、平成24年度におきまして、市内全域の危険個所の調査を完了するという予定で進められておるというふうに伺っておるところであります。そして、この調査を終えたところから順次地元に入って、それぞれこの危険個所、急傾斜地、警戒区域、特別警戒区域、さらには土石流危険渓流区域特別区域として、土砂災害に備えました地域避難マニュアルをもって説明会が行われてきておるというふうに伺っております。これらが該当地域の方々に十分浸透し、理解され、有事の際には適切に対応されることを願うものであります。しかし、特に緊急を要する箇所は何ヵ所かあるというふうに思います。その対策工事を施工する必要があると考えますが、今後の工事施工の取り組む姿勢について、市長の考えをお聞きしておきたいと思います。

やはり災害対策につきましては、行政任せではすむわけにはまいりません。先ほどもありますように、自主防災組織を立ち上げながら、行政と市民とが一体感の中で、そういう対応をしていくことが求められておる昨今であるということを、十分私も認識をしておりますので、その辺につきまして、ひとつ積極的なお答えをお願いをしたいとこういうふうに思います。

それから、農地・水・環境保全対策についてでありますが、私たちの区におきましても10年先を見越した、いわゆる体制構想につきまして、21年度に市のほうに提出をして、そして地域では、それぞれの団体より役員会を持ちまして、一定の議論を重ねて、そういった中で提出をしてまいったところでありますけども、私たちの住む当区におきましては、高齢化率が29%少しという状況でありまして、後継者も今のうちは居てくれるとこういう状況下で見ますときに、10年先は何とか持ちこたえられるであろうという結果を得ておる状況下であるわけであります。これらが、やはり、先ほど申し上げますように、事業そのもので切れていくということになりますと、まだまだ、し残した部分なり、これからやらなければならない部分がたくさんある状況下であります。これらをやはり将来につなげていくためには、どうしても、あと1年半で切れることなく、延長をすることが求められておるというふうに思います。そういう意味から、ひとつ市長答弁ありましたけれども、より積極的に継続していただくことをこの機会に強く求め

ておきたいと、こういうふうに思うわけであります。 以上をもちまして、第2質問といたします。

- **〇議長(井尻 治君)** 佐々木市長。
- **〇市長(佐々木 稔納君)** まず、法務局関係の土地のお答えでございますけれども、平 成台、お話のございましたように、土地につきまして2筆ございまして、面積としては 2,038.62、合計いたしまして。また、こちらのほうの旧庁舎ですね、こちらの ほうは3筆ございまして1,529.84㎡ということになっておるわけでございます。 価格につきましては、私どもも不動産鑑定を行う。また先方さんも行う。こういった中 で、今、調整をしておるというのが現状でございます。今、申されたような、ご質問の 中で申された内容で相違ございません。こういった中で、ご指摘のございます今議会に おきまして、補正をお願いしております設計費として、300万円計上させていただい ておるわけでござますけれども、まずはこの現在の建物、そして、その周辺の土地も含 めまして、どのように活用できるのか。8月の末まであれが実際に使用されておったわ けでございますので、詳細についての中身も検討しながら、どのような形の活用ができ るのか。例えば、私も拝見さしてもらいますと、大変丈夫な建物でございます。とりわ け、やはり法務局という建物でございましたので、書庫の部分が大変大きく、また厳重 な書庫がございます。また、その一方では、実は2階建てでございますけれども、エレ ベーターがございません。こういった課題もあるのも事実でございます。こういった中 で先ほど、こむぎ山健康学園のお話もしていただいたわけでございますけれども、それ ぞれご意見をお聞きしておる部分がございます。その一方で、私どももやはり、先ほど の答弁でも申しましたように、より効果的で、また市民の皆様方にご活用をいただける。 こういったことがどうやっていけばいいのか。そして、この旧法務局の庁舎をどのよう な形で活用するのが一番望ましいのかということを検討していく。もう一方では、これ は市役所の組織全体につきまして、機構も含めまして十分な検討をしていく。より良き ものにしていく。こういった体制づくりについて、今、協議を進めておるところでござ います。こういうことが相まって検討を進める中で、できれば来年早期に、やはり私ど もの市役所のものになれば、放置しておるんじゃなくて、やはり早期に活用をしていき たいということも考えておりますので、来年度当初を目途に、このことを進めていきた いというふうに考えておるところでございます。ただいま、ご提言をいただきましたこ とも含めまして、十分参考にさせていただき、検討を進めていきたいというふうに考え ておるところでございます。

次に、防災関係につきまして、土砂災害区域指定の問題につきましてのご質問をいただきました。お話の中にございましたように、やはり住民の皆さん方に十分ご理解をいただく、このことが大切であろうというふうに考えておるところでございますし、また私どももこの努力をしていかなければなりませんし、そういった調査を進める中で、緊急に行わなければならない、それぞれの防災事業につきましては積極的に推し進めてい

く、このことが基本になってくるというのは当然でございます。しかしながら、大変こう大がかりな、また国・府の施策としても、どのような手立てがこれから講じられるのか、この辺も課題になってくるというふうに考えております。当然、この山間地帯が多いこの南丹市。また、広域的に大変広い面積を有する市でございますので、該当箇所が大変大きなものになってくるというふうに認識しておりますし、それぞれ今日まで、私どもも防災パトロールをはじめとする様々な場面で、住民の皆さん方からのご要望も、この防災につきましても多々お聞きしておるのが現状でございます。こういうことを総合的に踏まえながら、国と、また府との連携をもとにして、これからのこの対応に心がけていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業につきまして、ご質問の中でもございました ように、高齢化の進む中ではございますけれども、この事業がまさにうまくいっておる というふうに、大変ありがたく存じておるところでございまして、あらためてそれぞれ の組織の役員の皆さん方、そしてご関係の皆様方のご理解や、また、ご尽力に対しまし て、心からなる敬意を表する次第でございます。私ども先ほどの答弁でも申しましたよ うに、何とかこれを継続し、また改善すべき点については改善、このことについては要 望を行っていきたいということで、今、進めておるところでございますけれども、ご承 知のとおり、今、農林水産業全般につきまして、これからの取り組み、これは今年度か ら大分変わってきたわけでございますけれども、今後どのような施策が進められるのか、 様々な論議が今、されておるわけでございますので、こういうことを十分に見据えなが ら、これからの対応に積極的に取り組んでいきたいと、このように考えておりますのが、 現状の私どもの状況でございます。とりわけやはり現場の声、それぞれのこの事業に携 わっていただいております皆さん、そして、それぞれの地域農業、農林業、それぞれ難 しい局面ではございますけれども、それぞれ皆様方のご意見も十分踏まえながら、市と してもできる限りの対応をしていきたいというふうに考えておりますので、今後ともご 指導やご協力を賜りますようにお願いいたしまして、答弁といたします。

〇議長(井尻 治君) 今 西議員。

○議員(5番 今面 不悖君) ただいま、それぞれに伺いました回答を得たわけでありますが、最後に防災の関係につきまして、一つ述べておきたいとこういうふうに思います。昨年の8月台風によりまして、隣の県の兵庫県佐用町におきまして、大きな災害が発生をいたしております。行方不明者含めまして20名近い方が災害にあわれております。この災害につきましては、避難途中に、避難所へ行くまでに、増水した濁流の水にのまれて、流されてお亡くなりになる方が大半でありました。これは佐用町があとで発表して謝罪をされておりましたけども、初動体制の遅れに問題があったとこういう状況で、町長そのものが謝罪をされておった報道がされておりました。当然、警戒水位を超え、一定の避難所へ避難しなさいということが遅れたというふうに、私は解釈をしております。そういうものが災害基本法によりますと、市町村長の権限によって発動される

というふうにうたってあるわけでありまして、やはり警戒水位を超えて、そして、また山の崩落等が、危険が察知されるような状況のときには、すぐさまそういうものを発令をして、そして、住んでおる者が安心な場所に避難ができる体制というのが、非常に大切であろうというふうに痛感をしておるところでございます。そういう意味から考えますと、今、日本列島を台風9号が通過するか通過しようとしておる状況で、九州の上のほうにおるわけでありますけども、災害は忘れた頃にやってくるということで、備えあれば憂いなしということで、ひとつ十分なる、こういう警戒を含める指示体制等を地域住民と、そして行政が一体の中で展開といいますか、やれることが我々の生命、財産を守る立場から、そしてまた地域住民が安心して暮らせるまちづくりにつながっていくというふうに思います。ひとつその辺を十分認識されまして、今後の、このハザードマップの活用をフルに周知徹底を図れることを、ひとつ願っておきたいとこういうふうに思います。これをもちまして、私の質問を終わります。

- ○議長(井尻 治君) 以上で、今面不悖議員の一般質問を終わります。 次に、22番、小中昭議員の発言を許します。 小中昭議員。
- ○議員(22番 小中 昭君) 議席番号22番、南風クラブの小中昭でございます。議長の許可をいただきましたので、通告にしたがいまして、美山学校給食共同調理場の改築について、公用車の軽自動車化について、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの伐倒処理について、以上、3点質問をさせていただきます。

中学校給食の実施については、毎議会のように多くの議員からそれぞれ質問があり、 6月議会では、教育長は「検討組織を立ち上げ、実施に向けた検討に入る」など前向き な答弁をされております。市内全小・中学校で完全給食が実施されることにより、市内 が同一条件になります。1日も早い実施に大きな期待をしているところでございます。

それでは最初に、美山学校給食共同調理場の改築についてお伺いをいたします。我々南風クラブでは7月15日に管内調査を実施し、市内の課題のある箇所などを調査してまいりました。その中で新設をされました日吉学校給食調理場と美山学校給食共同調理場も視察をし、それぞれの所長さんたちのお話を、お伺いをいたしたところであります。日吉では、以前は施設も古く大変苦労したが、施設が新しくなって衛生的で使い勝手もよく、大変喜んでおられました。一方、美山では、日々の苦労されていることや1日も早い改築を望む話に終始をしたところであります。施設を見せていただき、日々の調理員さんたちの大変さを実感したところであります。日吉学校給食調理場は、平成21年に完成をしたフルドライシステムの近代的な施設ですが、美山の共同調理場はお世辞にも立派な施設とは言えません。この美山の施設は昭和59年に建設され、26年を経過した施設であります。当時は普通であったと思われますが、厨房方式はウエット仕様で、ドライで運用はされております。ご案内のように、この施設では1中学校と5小学校の児童・生徒、374食を調理をされております。部分的な改修や必要な設備の更新は今

日まで逐次実施されてまいりましたが、施設は先ほど申し上げたように、厨房方式はウ エット仕様でドライ運用はされておりますが、午後になると床面が濡れて、ウエットで 運用をされております。事務室は独立しておりますが、食材の搬入から調理場、そして 完成した給食をコンテナに入れ、配送車に積み込むまでの、本来は独立をしていなけれ ばならないフロアがつながっており、床面は塗装がはがれ、天井も高く、決して衛生的 な施設とは言えません。また空調設備もなく、さらにフロアがつながっていることによ り、施設内の温度は高温になります。特に今年のように9月に入っても連日猛暑が続い ておりますと、施設内は異常な高温になっており、決して良好な労働条件とは言えませ ん。脱水症状や熱中症などで体調を壊して倒れられる職員さんもおられたと聞き及んで おります。衛生面では保健所の検査や条件はクリアしているものの、今日までこのよう な条件のもとで食中毒などの事故もなく推移しているのは、過酷な労働条件の中で、調 理員さんの皆さんの大変な努力があったものと考えるところであります。昨年の給食委 員会の中で、美山中学のPTAから給食調理場の改築について、先ほど申し上げました 調理員さんたちの過酷な労働条件のことや衛生面などから、一日も早い改築の強い要望 があったと聞き及んでおります。このように親御さんたちも心配をされて、一日も早い 改築を望んでおられるのも事実であります。今議会で上程されております過疎地域自立 促進市町村計画の事業計画では、学校給食調理場の建設が計画をされておりますが、今 年や来年の計画ではございません。南丹市総合振興計画の実施計画は毎年ローリング、 見直しをされます。食育及び食の安全の確保の観点から、必要性及び緊急性を要するも のとして見直しをしていただき、1年でも2年でも前倒しをして、1日も早い改築が必 要と考えます。教育長のご所見をお伺いをいたします。

併せまして、市長は今日のこのような状況をどのように認識されておるのかお伺いを しておきます。

次に、公用車の軽自動車化についてお伺いをいたします。本市では現在、公用車は乗り合いや特殊を含めますと94台ございます。そのうち除雪車、市営バスやマイクロバス、普通車でも特殊な車両を除き、職員が共有して使用している公用車は本庁・支所合わせて、40台余りの公用車がございます。この中で軽自動車は17台であります。普通自動車でならなければならない車両もございますが、それらを除き、今後、老朽化をし、更新の時期が来た場合、環境面を考えますと、電気自動車の導入も必要と考えますし、財政面を考えると、購入費用や維持管理費が格安である軽自動車に移行すべきと考えます。電気自動車の導入につきましては、先ほど申し上げました過疎地域自立促進市町村計画の事業計画で計画されておりますが、これらの計画も含め、今後、さらに燃料効率の良いリース車の導入を図ることや、軽自動車化について、現在の状況と今後について再のご所見をお伺いをいたします。

次に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの伐倒処理についてお伺いをいたします。 今年は異常な高温、そして、少雨も影響しているとも言われておりますが、全国的にも ナラ枯れの被害が大変多く発生しております。美しい緑の山を誇りにしている本市の山々も茶色に変色し、景観的にも大変見苦しいものがございます。さらにナラ枯れの被害は里山にまで拡大発生してきており、国道、府道、市道の間際まで被害木が多く見られるようになってきております。さらに民家のすぐ裏山にまで被害木のあるところが市内各地に大変多く見受けられるようになりました。また一部では栗の木にまで被害が及んできており、今後、被害が拡大することが心配をされます。被害を最小限度に防ぐためにも、早急な伐倒と消毒の処置が必要と考えます。マツクイムシの被害木である松は、枝など木の上部から順番に朽ちていきますが、ナラ枯れの被害木はカシノナガキクイムシが幹の部分から侵入するため、木が倒れるときは、根元からいきなり倒れると聞き及んでおります。このことから民家への被害や人的な被害が予想されることから、里山の被害木は優先して伐採することが必要と考えます。民家近くや道路の間際の伐採には、専門的な伐採する技術も必要でございます。府などへの要望と、これらの被害木の伐採に補助制度の導入も必要ではないかと考えます。いち早く伐倒処理をし、市民の皆さんの安全・安心を確保すべきと考えます。現在のナラ枯れの被害木の対応状況と市長のご所見についてお伺いをいたします。

これで壇上での質問を終わります。

〇議長(井尻 治君) 答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) それでは、小中議員のご質問にお答えいたします。

まず、美山学校給食共同調理場の問題につきましてご質問をいただきました。基本的に私は学校給食につきまして、児童生徒の心身の健全な発展に資するものであり、また食育の観点からも大変重要度が益々高まっておる、こういった現状にあるというふうに考えておりますし、また、この学校給食を実施するにあたっての施設、また整備につきましても、市として、それぞれ改善を加えていかなければならないし、このことは市全体として計画的に行っていかなければならない、このことが基本であるというふうに思っております。とりわけ美山学校給食共同調理場、築後26年ということでございます。もちろん今日までそれぞれの改善・修繕等につきましては実施いたしておるわけでございますけれども、この26年経っておるということで、今後の対応につきましては、検討、実施していかなければならないということになるわけでございますけれども、具体的な内容につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

次に、市役所の公用車の問題でございます。本庁・支所合わせまして、除雪車、市営バス、マイクロバス、緊急車両、そして給食の運搬車など、こういった特殊な特別車両を除きまして全部で94台ございます。このうちリース車は26台でございます。また94台のうち軽自動車が53台、ハイブリット車が4台でございます。また普通車につきましては、実は旧町から引き継いでおります車両がほとんどでございまして、合併後、採用しております新規車両につきましては、なかなかハイブリッド車というのは高うご

ざいますので、リース車、リースを用いて、主に軽自動車を導入しておるというのが現 状でございます。しかしながら、環境への配慮ということも考えていかなければなりま せん。また経費の削減を図るために、これまでもやはりリースのほうがこちらにとりま しても、財政的にも軽減が図れるということで行ってきたわけでございますけれども、 軽自動車のリース、こういったことを主に進めていきたいというふうに思っております。 また、だんだんこれまでの普通車につきましても更新時、それぞれの用途に応じた対応 をとっていきたいというふうに考えております。電気自動車の問題もあるわけでござい ますけれども、今現在、市販されております車両は、大体1回の充電で走行キロ160 キロというのが今の限度であるらしいということでございますので、なかなかこの南丹 市広域でございますので、今の時点ではちょっと課題が大きいんじゃないかというふう に考えております。それぞれ経費的な問題、また利用の問題等も踏まえながら、また、 やはり効率的に活用していかなければなりませんし、今日までもこの削減については努 めてきたわけでございますけれども、やはりできるだけ少ない台数で効率的に運営でき るように、また、その活用に際しては、軽自動車等のリースということを基本にして進 めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますように、お願い申し 上げます。

次に、ナラ枯れの問題、カシノナガキクイムシの問題、これは大変景観上から言って も大変大きな、私どももびっくりしております。今、被害は推定で、南丹市内で30ha、 約1万5,000本というふうに言われております。これは今年の高温だけではなく、 数年前から被害は発生しておるわけでございますし、特に美山町の知井や鶴ヶ岡、こう いうところでは、若干もう被害が収まっておるような時期まできております。しかしな がら、全体としては昨年度に比べまして3倍から5倍というふうな被害が出ておるんじ やないかというふうに推定されております。こういった中で、コナラ、ミズナラってい う部分が被害を受けております。私が申し上げるまでもないわけでございますが、この ナラは薪や炭ということに活用されてまいりまして、20年程度のサイクルで伐採がさ れておりましたんで、そんなに大きな木にならなかったということで、被害が発生して も少なくてすんだという状況があったわけでございますが、まさに燃料革命によって樹 齢が増えてくるにつれて、被害が拡大しておるというのが現実であるというふうに思っ ております。しかしながら、このまま放置しておるということにもなりません。議員ご 指摘のございましたように、被害防止の対策としては伐採して、薬剤でくん蒸するとい う中で虫を駆除するという方法がある。もう一つは、虫の侵入防止用シートを張り付け て予防するという方法とがあるわけでございますけれども、対象面積が先ほど申しまし たように大変広大でございます。まさに追いつかないというのが現状であります。こう いった中で、やはり先ほどご質問にありました大きな木が、どそっと倒れてしまうとい うのがあります。これが大変危険であります。適正に処理する必要があるということで、 私どもも今、基金事業でございます温室効果ガス吸収源対策森林整備事業、これを活用

する中で危険木の処理、これを来年度でも実施する方向で調査を進めてまいるということで、今、取り組んでおるところでございます。また、ご指摘の中でもございましたように、危険箇所の処理というのは特殊技能が必要になりますし、当然、費用も高くつくわけでございます。この点につきまして、補助単価の改正につきましても京都府さんに要望をしていきたいというふうに思っておるところでございます。それぞれこの樹木の伐採等につきましては手間もかかるわけでございますし、私も昨年、一昨年の雪によります時も、その危険性についても住民の皆さん方からご指摘をいただいておるところでございます。やはりこの部分というのは、積極的な対応をしていかなければならないというふうに考えておるところでございますので、今後とものご理解やご協力を賜りますようにお願いを申し上げまして、答弁といたします。

- **〇議長(井尻 治君)** 続いて答弁を求めます。 森教育長。
- ○教育長(森 榮一君) 小中議員のご質問にお答えをいたします。

美山学校給食共同調理場についてでありますが、学校給食はご承知のとおり、児童・ 生徒に生きる力を育む食に関する指導を行う上で、まさに生きた教材として施設、設備 も含めて極めて重要であるというふうに認識をいたしております。議員ご紹介のとおり、 美山学校給食共同調理場は昭和58年12月に建築し、昭和59年4月から運用を開始 したものでございまして、築後26年が経過をいたしております。この間、文部科学省 におきましては、平成9年に制定されました学校衛生の基準におきまして、従来のウエ ット方式からドライ方式による調理を求め、ドライ方式を導入していない調理場におい ても、ドライ運用を図るというふうにされたところであります。このため、ウエット仕 様の本調理場におきましても、平成10年にこの基準に基づいて、必要な施設の部分改 修と設備の一部更新を行いまして、今日までドライ運用を図っているところでございま す。しかしながら、近年施設設備あるいは備品に著しい経年劣化も見られるようになっ ておりますことから、昨年度には給湯器並びにオーブン等の更新を行うとともに、本年 度は配送車についても更新を行うべく、今回の補正予算に所要の経費を計上させていた だいております。今後についてでございますが、議員ご指摘のとおり、調理場内の汚染、 非汚染の区域分別ができていない。つまり調理の衛生の面からも、それから大変厳しい 状況の中で勤務をしております労働安全衛生の面からも早急な検討が必要だと考えてお りまして、現在、生きる力を育む学校教育環境整備検討事業におきまして、中学校給食 の課題を検討するとともに、これからの学校教育環境全体のあり方についても構想化を 図っていくこととしておりますことから、本調理場の整備のあり方につきましても、こ の中で改築時期等も含めて前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(井尻 治君) 答弁が終わりました。

小中議員。

○議員(22番 小中 昭君) ありがとうございました。それぞれ答弁をいただきました。学校給食の調理場につきましては、今、最後に前向きに検討するというようなお言葉をいただきました。ご案内のとおりと思うんですけども、ウエット仕様でドライ運用、特に午前中はですね、前日から掃除をして、午前中は何とかドライができるわけですけども、午後になるとどうしてもウエット仕様になってしまうというようなことで、大変なことであるというようなこともおっしゃっておられました。過疎計画の、もう上程されただけで、まだ8ヵ月もしていないものを見直してくれと言うのもいかがなことと思いますけれども、今前向きに検討するというようなお言葉をいただきましたので、ぜひとも1年でも、2年でも前倒しをしてですね、建築を図っていただきたいとこんなふうに思っております。答弁は結構でございます。

軽自動車化につきまして、市長のほうから順次行っているということでございますし、今回についても導入、大変高いものであるということであるけれども、図っているというふうなことでございますので、逐次進めていただきたい。特にもう職員が共有しておられる車両につきましては、移動については、おそらく一人や二人の移動かと思いますので、十分軽自動車でも性能も良くなっておりますので可能かと思いますので、どんどんこういったことを進めていただきたいなとこんなふうに思っております。

ただ、カシノナガキクイムシの伐倒処理につきましては、大変な面積と本数があるということでございますけれども、これを全て伐倒処理するには大変な金額にもなろうかと思います。ただ、私が言っておるのは、先ほどから言っておりますように、里山、特にその人家の近くとか、国道、府道口、道路口、こういった形の伐倒処理につきましては力を入れていただいてですね、進めていただくことを、お願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長(井尻 治君) 以上で、小中昭議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は、11時25分といたします。

なお、次の再会時から上着の着用は、非常に高温になっておりますので、ご自由にしていただいて結構かと思います。

以上です。

午前11時11分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長(井尻 治君) それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、18番、仲絹枝議員の発言を許します。

仲議員。

〇議員(18番 仲 絹枝君) あらためまして、皆さんこんにちは。議席番号18番、 日本共産党市会議員団の仲絹枝でございます。議長のお許しを得ましたので、通告書に 基づき質問いたします。

去る8月27日、発達支援センターの日中一時支援事業を行っているNPO法人に関係した新聞報道がありました。その中には自宅の浴槽で小学生の女児の体を触ったとして、強制わいせつ罪に問われていたこの法人の元副理事長に、2年の実刑という判決が言い渡されたというものでした。私は昨年12月定例会でもこの事件について質問しましたが、このとき市長は個人的な事象と認識し、センターの事業に支障がないと、この法人に日中一時支援事業の委託を継続すると判断されました。あらためて今回の報道を受けて、市長の率直なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

発達支援センターは市が行う相談事業と、社会福祉協議会つくし園が行う児童デイサービス事業は昨年4月からスタートしましたが、日中一時支援事業は5月からのスタートでした。私は4月に3事業が同時にスタートできなかった点について、厚生常任委員会の中で、日中一時支援事業委託先の事業所決定の遅れを問い質し、2者の受託申請があった中で、立ち上げたばかりのNPO法人に事業を委託するとの報告に、選考基準を示すよう求めました。残念ながら明快な基準、納得のいく答弁はありませんでした。その後、利用者の数などを機会があるたびに質問しましたが、ほとんど利用者の伸びが見られず疑問を感じているところです。22年度に入ってからの3事業の現状と問題点となっていることを、まずお聞かせください。

過日、私にある相談が寄せられました。法人事業所のスタッフが利用者と行動をともにしていた際に怪我をしたということでした。障がいがある子どもは自分の思いが通じなかったり、嫌なことをされたりした場合などに、いろいろな場面で他者への暴力といった行動に出ることがあります。今回のようなことは十分想定できることで、少なくとも障がい者福祉に携わっている者は利用者と支援者に事故が起きないよう、加害者も被害者も出さない、作らないという思いで細心の注意をはらって、療育や支援を行っております。関係者の話によると、今回の事故が起こるまで労災に入っていないということが明らかになりました。市の事業を委託する事業所としては問題です。受託事業所としての未整備、未熟さを感じずにはいられません。この事故を市として、法人にどのような指導を行ってきたのか伺います。

日中一時支援事業の委託契約が1年となっている中で、23年度以降どのような方針で事業所を選定するのかも伺っておきたいと思います。

私は開所当初より、一つの建物の中で事務室をそれぞれ構えて、3事業をばらばらに行うことに対し問題点を指摘してまいりました。発達支援の必要がある子どもさんや、また障害のある子どもさんに総合的な支援を行うセンターとして、今の形態はあまりにも不自然です。見直す必要があると考えますが、いかがですか。南丹市子育て発達支援センターという名前のとおり、支援を必要としている人や福祉サービスを受けたいと思っている人なら誰でも利用できる体制、空間でなければなりません。センター事業の充実を図るため、これまでの事業の総括をしっかり行い、見直すべき点は見直し改善する

必要があると考えます。発達支援センターの事業に対し、今後の市の方針をお示しください。

障がい者福祉の二つ目の質問です。障害者支援施設の将来構想について伺います。障がい者の自立厚生と福祉の向上を図るため、八木町のあじさい園、美山町のワークセンターびび、日吉町のワークセンターびび日吉分所は障がいのある人にそれぞれ就労継続支援(B型)や生活介護のサービス事業を行っています。今後ますます養護学校の卒業生や障がいのある方のニーズが高まり、事業所としての質の向上、拡充が求められていると思います。昨年9月議会でも質問しましたが、市長は施設の充実、発展運営が重要な課題と認識され、養護学校やハローワークとの連携を強調されていました。施設の定員をそれぞれ20人としていますが、現段階で登録数が既に20人を超過したり、ほぼ定員いっぱいという現状の中で、来年度以降の施設のあり方を早急に検討していかなければならないと思います。南丹市障がい者支援施設の具体的な将来像を伺います。

次に、学校給食についてお尋ねします。この間、進められてきた国の公務員削減により、自治体が担う公務、公共サービス、住宅の安全、住民の安全・安心にかかわる分野がどんどん後退し、全国では学校給食の民間委託もこの流れの中で進められてきています。本市でも例外ではありません。今年の3月議会での学校給食の民営化の話があるがという質問に対し、前教育長は民営化を否定し、園部学校給食共同調理場の委託内容を参考に、園部以外の直営の三つの学校給食共同調理場の給食業務である調理業務、配送業務、配膳業務の一部を委託することの検討を進めていると答弁されました。市の技能労務職員と言われる給食調理師退職後の不補充の中で、給食を実施するための方策のようです。園部学校給食共同調理場は園部町振興公社が教育委員会の受託事業として、園部町内の五つの小学校の給食の調理、配送、配膳を行っています。八木町においては八木町農業公社への業務委託が検討されているようですが、具体的な中身を伺います。また、ほかの二つの共同調理場についても、どのような計画があるのか併せて伺っておきたいと思います。

今後、学校給食が市直営の形が崩されていく中で、行政の指導が行き届かなくなったり法的責任が薄れることを懸念します。学校給食は教育の一環として位置づけ、調理員は栄養士や行政との連携の中で、調理業務にあたっていく必要があります。業務委託により、これまで維持してきた給食の質が低下しないよう、地産地消を進め、安心・安全でおいしい給食を提供するために、行政と受託事業所との連携が重要になると思いますがいかがですか。行政と事業所間の連携をどのように図ろうとしているのか伺います。

中学校給食についても質問します。 2 学期になっても暑さは衰えず、暑い教室などに置いているお弁当が傷まないか、心配されます。お弁当づくりに苦慮されているというお話しをたくさんお聞きしているところです。早急に中学校給食を実施する必要があるのではないでしょうか。 6 月議会で複数の議員が中学校給食の実施を求める質問をしてきた中で、 9 月に入り検討組織を立ち上げ、必要な調査を行い検討していくとの答弁が

ありました。進捗状況と実施に向けた計画とスケジュールをお答えください。

最後に、JR駅舎の改修について伺います。6月議会でも質問しましたが、そのときの答弁は調査結果を踏まえ、JR西日本と協議を進めていくよう鋭意取り組んでおり、JRとの接触をはじめているということでした。また、事業主体がJRであり、JRの意向が第一という答弁もされていましたが、JRとの協議や調査結果を踏まえて、バリアフリー化と駅舎の改修に向けた計画が進められているものと考えます。協議の中身や具体的な計画をお示しください。

JR八木駅のエレベーター設置と陸橋の改築は喫緊の課題です。市民の要望をしっかり受け止め、JRに働きかける必要があるのではないでしょうか。また、八木駅はカーブホームとなっている点から、JR関係者からも危険な駅としてあげられています。利用者の安全確保のためにホーム要員を要望することなども必要ではないでしょうか。

自治体の首長としてJRとの交渉にあたっていただくことを強く求め、1回目の質問を終わります。

〇議長(井尻 治君) 答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) それでは、仲議員のご質問にお答えいたします。

まず、発達支援センターにつきましてのご質問をいただきました。元副理事長の事件 について、8月に京都地裁におきまして判決が言い渡されました。この件につきまして は昨年の定例会の際にもお答えいたしましたように、あくまでも個人的な生活の中での 事件というふうに判断して、対応をしてきております。今回の判決につきましても申し 上げる所見はございません。しかしながら、該当法人におきましては起訴されたあと、 大変この状況というのを深く受け止められまして、新たな役員体制のもとにおきまして、 利用者の皆さん方に状況を十分説明され理解を求める中で、事業の推進に努められてき たところでございます。現状におきましても、利用者の皆さん方も信頼もされておりま すし、こういった中で日中一時預かり事業の利用者は増加傾向にもございます。今後、 発達保障を目標にして、委託事業を継続していく考えをお持ちでございますし、この運 営にあたっていただきたいと期待をいたしておるところでございます。こういった中で、 開設以来1年半が経過する中で、発達相談事業、また日中一時預かり事業、また療育事 業とともに、子どもたちの発達支援を推進していくという同じ理念の中で、それぞれの 特徴を活かしながら、支援センターとして事業を推進いたしておるところでございます。 今年度におきましては、発達相談事業につきまして、保育所、幼稚園の巡回相談事業を 強化する。また医師によります発達相談をはじめとする心理相談、言語相談、作業療法 相談等を保育士、また保健師等とも連携をしながら、乳幼児期における早期の発達支援 が行えるように努めておるところでございます。この7月末現在の利用状況についてま とまっております。発達支援相談事業の相談件数は延べで221件、月平均55件、療 育事業における利用は延べ269人、月平均67人、日中一時預かり事業の利用は延べ

で417人、月平均104人の利用となっておりまして、事業の展開が順調に行われておるというふうに考えております。こういった中で、多様な保護者の皆さん方のニーズもあるわけですし、また通所希望のお申し出もあります。こういったことについても対応できるように努力をいたしておるところでございます。様々な課題はあるわけでございますけれども、より効果的な運営方法、組織体制のあり方についても検証しながら、このセンターのステップアップをした運営につきまして、協議を積み重ねていきたいというふうに考えておるところでございます。

こういった中で、各事業の現状につきまして様々なことがあるわけでございますけれども、やはり発達相談業務を、よりトータル的に連携強化し、また支援の専門性、またニーズに対応したサービスの提供、このことが重要になるというふうに考えておるところでございます。ご指摘のございましたように、現在、相談事業については市の直営、また療育事業については社協さん、また日中一時預かり事業はNPO法人ぶどうの木に委託しております。それぞれの専門性を活かした中で、事業運営を進めていかなければならないというふうに考えておりますし、こういったことを関係者の皆さん方と十分論議をしながら、より良い事業運営に引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

こういった中で、先ほど事故の件でご質問をいただきました。私どももこの件については報告を受けておりますし、またそれぞれ様々な日常の業務の中で課題が生じておる時、それぞれ市役所も中に入りまして、その改善に努力をいたしておるところでございますし、今後ともそれぞれの利用者の皆さん方のニーズや、また、それぞれ発生いたしました課題につきましては適切な対応を早期に行っていく。このことによってより良いサービスを提供していきたいというふうに考えておりますので、ご理解や、また、ご協力を賜りますようにお願いを申し上げます。

次に、障がい者の支援施設につきまして、将来構想ということでご質問をいただいております。ご承知のように障がい者支援施策につきましては、南丹市障害者計画及び障害福祉計画におきまして、その具体的な取り組みを明らかにし取り組んでおるところでございます。現在、南丹市におきましては社会福祉法人、そしてNPO法人において行われているサービス、また市の障がい者支援施設において指定管理等で行っておりますサービスというふうにあるわけでございますけれども、利用者のニーズに対応できる各種サービスの確保をさらに充実していく必要があるわけでございます。こういったことにつきましては当然、支援施設の充実が求められておるところでございますし、新規に事業を行うという意向のある事業者の把握に努めながら、参入を促進するとともに、サービス提供をしていただける方、また従事していただける方の人材育成、そしてまた既存のサービスについても質の向上等を図っていきたいというふうに考えております。国におきましても自立支援法から新たな法的制度への検討を進めるということでございますので、この動向も見極めながら関係機関と連携する中で、また地域自立支援協議会の

皆さん方のご意見も賜りながら、計画の推進に努めていきたいというふうに考えておる ところでございます。

次に、JR八木駅の問題につきまして、バリアフリーの問題、ご質問の中でもおっしゃっていただきましたが、前回のご質問の答弁でも申しましたように、21年度におきまして八木駅等の整備計画の調査を実施いたしました。こういった中で、今、引き続きJR西日本京都支社との協議を継続して実施をいたしておるところでございます。この具現化にできるだけ早く取り組んでまいりたいというふうに考えておりますが、以前も申しましたように、やはりJR西日本さんの施設でございますし、また、こういった中で、私どもでどういうふうな取り組みを八木駅の駅舎周辺も含めてできるのか。引き続きJRさんとも連携を強める中で努力をしていきたいというふうに考えております。

また、バリアフリー、これは大変重要なことでございますし、私どももできるだけ促進をしていきたいと思っております。八木駅の問題につきましては、この議会でも種々論議をいただいておるところでございます。また、この市内におきましては園部駅を除く、ほかの駅を全てバリアフリーの手立てが必要であるというふうな中でございます。それぞれの課題について努力をしていかなければならないというふうに考えております。このJRの八木駅舎等の整備の問題については、やはり市の総合振興計画の基本計画にも盛り込んでおるところでございますし、これからも引き続き努力を続けてまいらなければならないと思っておりますので、ご理解やご協力を賜りますようにお願いいたしまして、答弁といたします。

- **〇議長(井尻 治君)** 続いて、答弁を求めます。 森教育長。
- ○教育長(森 榮一君) 仲議員のご質問にお答えをいたします。

まず、学校給食共同調理場の今後のあり方についてでありますが、そもそも学校給食は、児童・生徒に食を通して生きる力を育む生きた教材として、極めて重要であると認識をしております。共同調理場の運営につきましてはこの認識のもと、議員ご照会のとおり、現在、八木、日吉、美山では直営で、園部につきましては学校給食共同調理場条例施行規則第2条の2項の業務のうち、一部を公共的団体に委託することができるとの規定を踏まえて、給食業務のうち、調理業務、配送業務、配膳業務を財団法人園部町振興公社に委託をして行っておりまして、直営方式、委託方式のいずれにおきましても、安心・安全で良質な学校給食の提供に努めてきております。このうち八木学校給食共同調理場につきましては、来年3月末の調理員定年退職に伴う正規職員の配置減を念頭に置きまして、10月から給食業務の一部、配送業務と配膳業務を同規則に基づいて公共的団体に外部委託を行うこととし、今回の補正予算で所要の経費を計上させていただいております。今後における共同調理場運営のあり方につきましても、直営・委託の両方式を併用しながら、常に安心・安全で良質な学校給食の提供に努めることを基本とした指導監督を行うとともに、仮に給食実施にかかる運営上の課題等が発生した場合におき

ましては、その都度、必要に応じて課題の整理を行い、適切な対応方策を検討してまい りたいと考えております。

次に、中学校給食実施に向けた検討の進捗状況と計画等についてでありますが、6月 議会におきまして答弁をさせていただいておりますとおり、まずは中学校給食実施上の 諸課題について協議、検討を行うため、中学校関係者やPTA代表、栄養教諭等、15 名の委員で構成する委員会を9月の下旬に開催する方向で、現在、最終の調整を行って おります。本委員会におきましては各中学校の現状を踏まえながら、学校給食を導入し た場合の学校運営、教育活動上の課題を克服する観点から、学力充実のための取り組み、 あるいは学習時間の確保、部活動等への影響の有無、生徒指導体制上の課題対応、さら には、今日的な中学生の食生活等に関する様々な状況と実態について必要な調査等も行った上で、食物アレルギー等への個別的な対応なども含めて、年内を目途に精力的に課 題検討を重ねていただき、教育委員会として必要な課題整理を行ってまいりたいと考え ております。

以上、答弁とさせていただきます。

- **〇議長(井尻 治君)** 答弁が終わりました。 仲議員。
- O議員(18番 仲 絹枝君) まず、発達支援センターについて再度伺います。

先ほどスタッフの方のけがのことを申し上げたわけですが、もちろん市のほうでも把握されているということでしたが、この問題が起きてはじめて労災にこの事業所が入っていないということがわかったわけですが、こういったことがこの事業所として、まず受託を申請したときに分かっていたのかどうかをお聞きしたいと思います。障がい児や障がい者を扱う場合には、スタッフ、また何よりも障がい者当事者の事故も起こりかねないわけですから、重ねて利用者が保険に入っているかもお尋ねしておきたいと思います。

次に、障害者支援施設についてですが、新たな事業所の希望などを事業所に対して希望をされているようですが、なかなかこういった経済状況の中で、障がい者福祉を志す方がこの圏内におられるかどうか、疑問を感じているところですけども、現在行われている社協によるこの三つの障がい者支援施設、本当にいずれは溢れてまいります。こういった問題は何度か本会議の中でも、これまで委員会の中でも指摘してきたわけでございますが、市としてのビジョンをもう少し具体的に持っておく必要があると考えます。現場はかなり個人の努力であったり、集団的な努力を強いられているわけでございますが、サービスの低下は避けられないと思います。障がいの重度化や多様化によって狭い空間での支援がいつまで続くか心配されるところです。もう少し市のビジョンを明確にお聞きしたいと思います。

学校給食に関してですが、教育長より明確なご答弁を受けましたが、日吉と美山の共同調理場について、今後どのようにされていくのかを再度お聞きしたいと思います。

そして要望の多い中学校給食の件ですが、先日配られました総合振興計画実施計画の中に、23年度から25年度にかけて、中学校給食を実施するための課題を明らかにし、その課題解決に向けた検討を中学校教育関係者を中心に行うといった書き込みがあったわけでございますが、なるべく早くご要望にお応えするためには、きちんとした検討を進めていただきたいと思います。先ほど教育長のご答弁で、委員会を9月下旬に開催されるということでしたが、こういった中での内容は、公開されるのかどうかをお聞きしておきたいと思います。

最後に、JRの関係ですが、協議を進めているというご答弁のようですけれども、も う少し具体的に、どういった協議をいつの段階でされているのかなども明確にお答えい ただきたく思います。

2回目の質問を終わります。

○議長(井尻 治君) 答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) 今、障害者支援施設について、それぞれ社協さんをはじめと して、それぞれ運営をいただいておる、こういった中で様々な困難、課題がある。将来 に向かってどうなるのかというご質問でございます。先ほどの答弁でもお答えをいたし ましたように、市の計画、それぞれの計画に具体的な目標、取り組み、これを具現化し ていく、このことは市の課題であるというふうに考えております。またこういった中で、 具体的により良いものを構築していくためには、やはり人と施設ということは重要であ りますし、この確保には努力をしていかなければならないというふうに思っておるとこ ろでございます。それぞれの施設の運営上の課題、施設設備等の問題もそれぞれ十分に 対応をしながら、努力していかなければならないというふうに考えておるところでござ います。先ほども申しましたように、また法律によりまして、法的な制度の今改変につ いても検討が進められております。こういった部分、まさに振り回されることのないよ うな形のものでなければならない。また、これに的確に対応する。それぞれの制度も活 用しながら構築を進めていく、このことが重要であるというふうに認識をいたしており ます。このことには、やはりそれぞれこの施設の運営や携わっていただいておりますご 関係の皆様方と、また関係機関との協議、連携を進める中で、この計画の推進に努めて いく。このことが重要であるというふうに考えておるところでございます。

また、JRの八木駅舎、先ほどの答弁でも申しましたように、21年度で調査を実施いたしました。このことの結果をJR西日本さんとの協議の中でお伝えする中で、それぞれの課題について西日本さんからも検討をしていただいております。こういったやりとりを深める中で、この実現に取り組んでいかなければなりませんし、それを踏まえた中で、市としてやっていかなければならない事業、それぞれの準備、こういうようなことを逐次進めていく。このことが重要な観点だというふうに認識しておりますので、ご理解を賜りますようにお願いを申し上げます。

なお、先ほどございました施設関係者の保険等の問題につきましては、担当部長から お答えをさせます。

よろしくお願いします。

〇議長(井尻 治君) 答弁を求めます。

永塚福祉部長。

○福祉部長兼福祉事務所長(永塚 則昭君) 発達支援センターの件でお答えをいたしたいと思います。議員からありましたように、この事故につきましては労働保険の対象ということで考えております。市の施設といたしましては、損害賠償保険ですとか行事等に関する補償保険には加入しておるわけでございますけども、今回のは損害賠償ではなく勤務時間の対応ということで、法人のほうの対応を、お願いをしておるわけでございます。ご意見があったように、労災保険については未加入という状態でございましたので、労働基準監督署とも早急に協議をした内容で、労働保険の加入を行うようにということで、私どものほうからも強く指導をいたしまして、現在は加入をいたしまして、この件につきましても遡及をして、対応をしていくと、そういうような状況になっているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(井尻 治君) 森教育長。
- ○教育長(森 榮一君) 共同調理場の運営方式についてのご質問でございますが、先ほど直営、委託、併用で進めていくということを申し上げたところでございまして、日吉、美山につきましては当面、直営方式を考えております。仮に将来的に何らかの課題等が発生した場合につきましては、その時点で課題解決の方法等を考えてまいりたいというふうに考えております。

中学校給食についてでありますが、今回立ち上げようといたしております委員会につきましては、先ほども申し上げましたとおり、学校現場の実施上の課題をクリアするための議論でございます。早期に実施できるよう課題解決に向けて、鋭意検討を重ねていただくようにお願いをしてまいりたいというふうに考えております。学校現場の議論になりますが、秘密にすべきものではないと私は考えておりまして、オープンな議論で課題解決の方途を探っていただこうというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(井尻 治君) 答弁が終わりました。

仲絹枝議員。

〇議員(18番 仲 絹枝君) 1点、答弁漏れだと思うんですけど、利用者の保険。先ほどので答弁漏れを主張します。

事業所が労災、労働保険に入ったというのと、私は利用者さん、つくしやらぶどうの 木を利用している一時支援に預けてはる、その子どもさんたちを対象にした保険に加入 しているかどうかも、先ほどの質問でしていますんで、その答弁を再度していただきた いと思います。

〇議長(井尻 治君) 先ほどの質問の中で、事故と、それから労災保険に加入について 確認をしていたかという多分質問だったと思いますが。

永塚部長、追加ありますか。

- ○福祉部長兼福祉事務所長(永塚 則昭君) 先ほどもお答えをさせていただいたんですけども、施設の関係につきましては、個人の損害が施設で起きた場合については、その市の損害賠償で対応するということになっています。個人に対する損害ですね、それで対応するということになりますし、その事業に対しては個々の対応になりますので、事業者の方が対応していただくという、そういうことになります。
- **〇議長(井尻 治君)** 仲絹枝議員。
- 〇議員(18番 仲 絹枝君) 最後の質問をします。

発達支援センターの件ですけども、この事業所が非常に未熟であり、また今回の日中一時支援事業を受託するにあたり、準備不足ではなかったかと指摘しておきたいと思います。今回はスタッフの事故でございましたが、その施設を利用している障がいのある子どもたちに何かあった場合、非常に今後この施設を利用されようと思っている方たちに不安を与えることになると思います。その辺では、発達支援センター全体のビジョンを明確にするとともに、場合によっては、日中一時支援の支援事業の見直しなども必要かとも思います。つくし園が行っている児童デイサービスの充実などを考えるつもりはないか再度お尋ねしておきたいと思います。

次に、障がい者支援施設の件ですけども、現状でほぼ満杯状態の支援施設に対して、 市が持っている遊休施設の活用など、積極的に市から提案する。そういったことも必要 ではないかと思います。また障がい者支援施設で行われている事業に対し、様々な検討 をする必要も出てきていると思いますが、例えば障がいの多様化や重度化によって対応 がしきれなくなってきている。こういった現状もお聞きしている中で、検討する場がと ても大切になると思います。運営委員会などもあるかと思いますが、こういった中で、 将来の障がい者支援施設をどうするべきかといった検討も進めるべきではないでしょう か。

学校給食についてですけども、日吉と美山については、共同調理場については当面は 今のままの形でやるといったご答弁かと思いますが、職員の定年退職は避けられないと 思います。調理にあたっている職員の定年退職後、どのような補充をされるのかも重ね てお聞きしたいと思います。

また、学校給食はあくまでも行政の責任で行わなければならないものですから、そのためには市と委託した事業所と綿密な連絡や、また連携が必要かと思いますが、その辺では会議をどのようにするのか。また現場に対して、市が直接調査に入るのかなど、もう少し具体的に園部方式の実態を答弁していただきたいと思います。

最後になりますが、八木駅舎の問題です。障がいがある方や高齢者のみならず、子ど

もを抱きかかえて階段を降りる方が本当に大変な状況、何とかしてあげたい。そういった思いで、日々八木駅を利用されている方から、そういった声お聞きしたこともありますけれども、首長の責任でJRに強く八木駅改修を求めていくような、そういった市長の姿勢をもう少し見せていただきたいと思います。協議が進められている中身を具体的に第2質問でさせていただきましたが、残念ながら具体的な答弁はありません。本当にこの南丹市の窓口として八木駅を必要とされるのであれば、JRに対する交渉が不可欠です。JRの職員の思いも先ほど申し上げましたが、非常に危険な駅、危険なホームと言われている、この八木駅全体の問題をこの南丹市が大きく問題として取り上げ、改善に向けることを要望しまして、質問を終わります。

- **〇議長(井尻 治君)** 答弁を求めます。 佐々木市長。
- ○市長(佐々木 稔納君) 発達支援センターにつきまして、先ほどらい答弁を申しておりますように、今日までのそれぞれの事業実施、これを踏まえながら、より良きものにするために、それぞれが行っていただいております機関とも、市とも十分の連携しながら、より良いものに構築をしていく、このことは先ほどの答弁で申し上げたとおりでございまして、私どもこの姿勢に変わりないわけでございます。ただ、それぞれ課題がある中では、連携を深めながらその問題解決にあたっていく、このことが基本でありますので、このことに今後とも努めてまいりたい、このように考えております。

障がい者の支援施設につきまして、将来的にどうなのか、このことは先ほどの答弁でも申しましたように、障害者計画並びに障害福祉計画において、その具体的な取り組みを明らかにし、そのことの実践について、具体的な実践についての努力をしていかなければならない。このように考えておるところでございますし、それぞれの課題ということは、それぞれ解決に努力をしていかなければならない。このように考えております。そういった中で、市の施設の活用、遊休施設の活用、できるだけ使っていただければいいわけでございますが、それぞれの市の施設、土地につきましても、それぞれの条件があります。やはりこういった中で、この条件を踏まえた中で活用ができる。このことが大切だというふうに考えておりますので、この辺も踏まえながら、このことは努力をしていかなければならないと思っております。しかしながら、やはり施設だけが整ってもできませんので、やはり人的な課題、このことについて大変重要な課題であるというふうに考えておるところでございます。

次に、JRの駅舎の問題でございますけれども、このことにつきましては再三申し上げていますように、バリアフリー新法と呼ばれます法律に基づく基本方針としては、エスカレーターの設置をするというこの規定には八木駅は該当しないということで、JR西日本としては、今その計画を持ってないということでございます。こういった中で私どもも、やはりそのバリアフリーという観点から、この八木駅を含めて園部駅を除く全駅につきましても、このバリアフリーという施策をしていただけないか、特に八木駅の

問題は利用者数一番多ございますので、できる限り早期にやっていただきたいということをずっとお願いしてきたところでございます。しかしながら、こういった今の現状でございますので、それを踏まえながら、私どもとしてはこの駅の改築を含めて、八木駅舎等の整備も計画につきまして、できる限り市とも連携をとってできるような調査を実施し、今その取り組みについてJRさんと協議をしているというのが現状でございます。この問題というのは大変大きなことで、重みを持って考えております。これからも引き続き努力をいたしてまいる所存でございます。ただ、今、JR八木駅が危険な駅だというご指摘があったわけでございますが、この席上で申されたことでございますので、具体的にどのような危険なのか、きちっとした見解を、お示しをいただきたいと思いますし、それが危険であれば、このことにつきまして市としても八木駅の問題として、JRさんにもお伺いしなければならないと思っておりますので、このことについて公の議会の席で申されたわけでございますので、早急にその資料等も私どもに頂戴したいと思います。

以上、答弁とします。

- 〇議長(井尻 治君) 森教育長。
- ○教育長(森 榮一君) 学校給食についてでありますが、学校給食のねらいで大切なことは運営方式が直営か、委託かということではなく、児童生徒の健康、そして成長と発達を支える安心・安全で良質な給食を提供する。このことが最も大切な学校給食のねらいであるというふうに考えております。この観点から委託方式の共同調理場におきましても、このねらいに即して円滑な実施ができるよう常に連絡連携を図り、良質な給食の提供に努めてまいりたいというふうに考えております。ご承知のとおり、園部の共同調理場につきましては、教育委員会職員が所長併任で監督をしておりますし、また併せて、調理業務、配送業務、配膳業務も本当に大切な業務であるわけですが、児童生徒にとってその心身の健康な発達を促す学校給食における中心的な業務、コアの部分は、栄養教諭の専門性を有する献立作成にあるというふうに考えておりまして、良質な学校給食が献立作成というスタートから良好に提供できているかどうか、学校現場の職員、共同調理場の職員等で構成する給食に関する運営委員会を設置をしておりまして、定期的な開催を重ねているところです。今後もそうした委員会における協議も踏まえながら、学校給食のねらいの達成に努めてまいりたいというふうに考えております。
- **〇議長(井尻 治君)** もう1点、調理員の高齢化に伴って、人材確保が厳しいのではないかと、そういう質問がありましたが。 森教育長。
- ○教育長(森 榮一君) 先ほども冒頭の答弁の中でも申し上げたところですが、ご承知のとおり、南丹市職員定員適正化計画というものがございますので、その計画も踏まえて、そうした給食実施にかかる職員体制上の課題が出てきたときには、その内容に応じて課題の整理を行いながら、先ほどのねらい達成に努めてまいりたいというふうに考え

ております。

以上でございます。

〇議長(井尻 治君) 以上で、答弁が終わり、仲絹枝議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩をします。

再開時間は、午後1時30分といたしたいと思います。 よろしくお願いをいたします。

午後0時14分休憩

.....

午後1時28分再開

- ○議長(井尻 治君) それでは休憩をとき、休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、10番、松尾武治議員の発言を許します。 松尾武治議員。
- **○議員(10番 松尾 武治君)** 議席番号10番、松尾武治です。議長のお許しがありましたので、通告にしたがい質問をいたします。

過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が6年間延長となり、本市でも計画が策定さ れ、今議会に提案されました。法律の趣旨をみますと、人口の著しい減少に伴って地域 社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位 にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ず ることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の拡大、 地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする、となって おります。合併に伴い、みなし過疎として八木町、園部町も法律が適用され、都市計画 区域における街路事業、佛大線等も計画に含まれておりますが、単に財源として使うの ではなく、過疎からの脱却にどのようにつながるのか、説明が必要になります。流入人 口の増加につながる観光事業を例にとってみますと、広域的な観光ネットワーク化が示 されております。しかし計画にあがっている事業は、点となる施設の改修が示されてい るのみで、個性豊かな地域社会の形成、都市から地方への移住・交流、過疎地域への定 住促進、集落の維持・活性化対策など、総合的な事業が示されておりません。後期計画 で示していた日吉町、美山町内の過疎事業債充当事業も未達成のものがあるにもかかわ らず、有利な起債との考えから、みなし過疎地域の事業に使ってきました。過疎からの 脱却でどのような成果があがったのか、検証が必要にもかかわらず、検証も行われてい ないようです。過疎対策事業債充当実績は、日吉町が平成12年度から17年度までの 平均額が6億9,200万円、平成18年から20年度が4億2,200万円、美山町 は平成12年度から17年度までの平均額が3億8,700万円、平成18年度から2 0年度が1億5,000万円、合併後は日吉・美山町の過疎対策事業債充当額が削減さ れ、みなし過疎地域の充当拡大により、事業の未達が目につきます。周辺部の利便性を 高める施策として、市が財政負担をしてでも、JR園部駅以北の増便を行ったらと提案

しましたところ、市長から現実性の問題、様々な課題があると思いますので意見として聞いておくと答弁をいただいております。このような施策は、南丹市とJR西日本の二者で検討することにより実現可能な施策と聞いており、これも過疎対策事業債充当可能な施策です。また点在する集落に居住する交通弱者に対する生活交通の確保につながるオンデマンド交通など新交通システムや、低迷する農林業の活性化策、過疎地域の暮らしを守る対策、地域の経済活性化策、税収につながる人口増加策などを示す計画を、具体的な施策として示す必要があります。

中期財政計画が示されました。まず税収を伸ばす戦略が見えない、不用資産をはじめとする資産の売却で、スリムな市役所づくりが示されていない。歳出では、人件費が21年度に比較して平成25年度は増加していますが、説明によると定員管理から算出したと言われました。財政再建は、人件費の削減が重要なポイントになります。また事業費支弁人件費約1億5,700万円を、平成22年度以降も同額見込んだと言われておりますが、普通建設事業費が21年度と25年度を比較すると41%の削減になりますので、単純に計算しても人件費は、さらに6,500万円程度増額になり、中期計画そのものが不完全なものといえます。

平成22年度当初予算は骨格予算で編成されました。骨格予算には、継続事業に必要な財源を組み込むことになりますが、当初予算には継続事業にもかかわらず事業量を減らし、継続事業にもかかわらず政策事業として補正予算で計上しました。結果的に、基金を取り崩さない予算編成、見せかけの政策予算と二重の幻の政治手腕が演出されたことになります。先ほども言いましたが、中期計画も同程度のもので、南丹市の厳しい財政をどのように再建するのか、財政再建の基本である自主財源の確保、経常経費の削減が示されず理念のない計画で、主権者である市民に対する正しい情報の開示には程遠いものであり、議会軽視にもつながります。

それでは、通告にしたがって質問をいたします。

南丹市市民参加と協働の推進に関する条例が、去る3月議会で可決され施行されましたが、市民を主権者とする自治の基本ルールが明確に示されておりません。自治の基本である自己決定の拡大・責務を示し、拡大した自己決定権を個性あるまちづくりに活かしていくためには、まちづくりに参画する権利、情報を知る権利などを含めた自治の方針と基本的なルールを定める自治基本条例が必要と考えます。去る8月19日に総務常任委員会で、米子市の自治基本条例作成の経過について視察をしてきました。公募委員で委員会を立ち上げる条例の素案が検討されておりますが、公募委員には公募委員個人の意見を求めるものではなく、市民の意見を集約するのが公募委員の仕事であることが冒頭に説明されておりました。形式的な意見集約ではなく、多くの市民の声を集約して条例案が作成されております。まさに条例案の作成段階から、自治の基本を押さえた施策といえます。南丹市でも、市民が参画する委員会が設置されておりますが、委員が市民の声を聞く作業が抜けております。委員個人の意見集約にとどまっております。以上

のような観点から、市民にはまちづくりに参画する権利と、これに伴う情報を知る権利 を有することなどを含めた、地方自治の基本的なルールを定めた自治基本条例が必要と 考えますが、市長の見解を伺います。

南丹市次世代育成支援に関するニーズ調査によると、就学前児童をもつ母親の85% が就労の意欲を示されております。働きながらの子育てには、安心して子どもを預ける 施設が必要となり、多様な保育ニーズに沿った保育環境を整える必要があります。現状 は、少しの発熱で保育所は母親を呼び戻しますので、母親は仕事を中座して保育所に駆 けつけることになります。また学童で6時までとなっております。子どもが保育所から 就学に変わると、親の労働条件を変える必要が起こります。その上、保育所では可能と なっている警報発令時の扱いも異なります。安心して子育てしながら働ける状況には、 程遠い環境といえます。補正予算で保育所の増築が提案されております。定員を大きく 下回る施設を増築するのではなく、パーティション使い、入園児に応じた空間をつくる などの工夫で施設投資を抑え、運用面で多様な保育ニーズに応じるなど、市民ニーズに 沿った施策が求められます。合併後、地域での子育てを含む精神的な支援の整備は進ん でおりますが、両立支援が不十分で市民要望が多いことから、機会あるごとに指摘をし ておりますが、条例にも明確に示されていないことが、いまだに実現しておりません。 南丹市放課後児童健全育成事業に関する条例施行規則の第6条に、クラブまでの放課後 児童の送迎は利用者が行うものとする。ただし、下校時に迎えが必要な放課後児童は原 則として市が行うものとすると示されていますが、送迎が困難な状況でありながら、原 則論的には、送迎を利用者が行うものと示しております。不合理な規則といえます。働 きながら子育てができるまち南丹市として、市民のニーズに沿った誇れる施策が求めら れます。住む町を選ぶ時代ですから、南丹市の施策に魅かれ、移り住む人も増えますが、 現状の認識と今後の対応について伺います。

7月の人事で課長補佐が大幅に増員され、逆ピラミッド型の人員配置となり、極めて 非効率な組織になりました。市政運営の効率化をねらったものではなく、課長となる年 齢がきたが課長ポストがないから課長補佐を大量につくり、課員のバランスを欠く組織 になりました。財政の健全化に向け、人件費、物件費の削減は避けて通れない課題です が、ここでも効率のよい組織、人員配置からほど遠い状況をつくっております。広域な 市域をもつ自治体においても、効率のよい人員配置で難局を乗り越え、人員削減を達成 した自治体の先進事例もあります。以上の観点から、年功序列を改め、能力主義を採用 する自治体が増加していますが、市長の見解を伺います。

また財政健全化には効率の良い組織と適切な定員配置が必要と考えますが、現状認識と改善点を伺います。

園部町本町地区の整備が進み、街並みの全体像が見えてきましたが、市民の皆様から 再び賑わいが取り戻せるのか、不安の声が届きます。むしろ荒廃したとの声すら聞こえ てきます。活性化策については、たびたび一般質問で取り上げられておりますが、地元 で話し合っていただいていると答えられております。本町区画整理事業は、南丹市が直営で行っている事業であり、再開発のビジョンをもとに事業が進められたと思います。何のビジョンもなく、歴史ある重要な建造物を壊し、本町地区の再開発事業を市の直営で取り組むとは考えられませんので、南丹市として、人を呼び戻す活性策として、何をしようとして本事業に取り組んだのか、活性化策として何をするのか、具体的な市長の見解を伺います。

また、活性化に向けた施策を実施することで、増加する交流人口の見込数をどのように想定しているのか、具体的な数値を伺います。

住む町を選ぶ時代と言われます。自主財源を増やすには住む人を増やし、税収につながる企業を誘致すること、また交付金を流用する基金の積み上げよりも、事業を起こし地域経済の活性化につながる施策で税収を伸ばす必要があります。経済の法則に沿った施策の展開を求めて、質問席からの質問を終わります。

〇議長(井尻 治君) 答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) それでは、松尾議員のご質問にお答えいたします。

まず、自治基本条例についてのご質問をいただきました。

地域課題の対応、またまちづくりに対する取り組みにつきまして、今、地方自治とい うものの進め方も大きく変わろうとしておる、こういった中で自治基本条例、まちづく りの基本原理、また行政の基本ルールといったことを定めた条例が、制定の動きが全国 的に広がりつつある、これは認識をいたしておるところでございますし、今、議員おっ しゃいましたように、市民の権利と責務といった状況をはじめとする市民参加協働、ま た情報公開や議会や市長の権限や責務といった等々の条項が盛り込まれておるという状 況であると、認識をいたしておるところでございます。こういった中で、自らの街は自 らでつくっていこうという市民意識の高まりの中で、南丹市にとってこの課題について どのように考えていくのかということは、重要な課題であるというふうに認識をいたし ておるところでございます。こういった中で、先ほどのご質問の中でもお述べいただき ましたように、南丹市におきましても市民参加と協働の推進に関する条例を4月から施 行いたしておるところでございまして、こういった中で、この条例を具現化する、この ことが、今、重要な課題であるというふうにと思っておるところでございます。こうい った中で、市民の皆様方が市政に関心を持っていただき、また共に築いていくまちづく り、これを具体化して進めていただく、こういった中で、ただいまご提議いただきまし た市民自治基本条例といった、こういったものに対するお考えや、また、ご認識も深め ていただきながら、議会の皆様方、また市民の皆様方のご意見も伺いながら、議論を深 めていかなければならない、これも課題であるというふうに認識をいたしておるところ でございますので、ご理解を賜りますように、よろしくお願いいたします。

次に、子育て支援につきましてご質問をいただきました。昨年度、次世代育成支援を

総合的、計画的に進めるために、次世代育成支援後期行動計画として22年から26年 を作成いたしたところでございますけれども、この計画において、新たに仕事と生活の 調和の実現という項目を設け、従来から取り組んでおります延長保育、また一時保育に 加えて病児病後児保育の実施、また休日夜間保育の検討、各種保育サービスの推進とい ったことを掲げながら、その実践に取り組んでおるところでございます。また、こうい った中で、今ご指摘のございました保育所におけるそれぞれ課題があるわけでございま すし、日吉町地域における低年齢児の年齢別保育が実施できていない現状がある中から、 今回の補正予算による施設整備の予算も計上させていただいたところでございますし、 また保育所以外においても子育てサポート派遣事業、またファミリーサポートセンター 事業、すこやかセンターの運営など、それぞれの施策も含めて取り組んでおるところで ございます。当然、今、様々な課題もあることも事実でございますし、保護者の皆さん 方のニーズも多様化しております。また、それぞれの保育の現場においてのそれぞれの 課題ということもあるわけでございます。市民の皆様方のそういったお声も十分に踏ま えながら、さらなる充実に取り組んでいきたい、いうふうに考えておりますし、特に総 合的には後期行動計画、先ほど申しましたこの計画の推進に全力を尽くしていきたい、 このように考えておるところでございますので、ご理解を賜りますように、お願いを申 し上げる次第でございます。

次に、今般の人事異動に関係しまして、それぞれのご指摘をいただいております。本年7月の人事異動におきまして、大幅な異動をさせていただいたところでございますけれども、やはり基本としては多様な市民ニーズ、これに対応できるように、それぞれの職員の持つ適正能力が十分に活かせるような適材適所の人事配置に努めたというところでございます。こういった中で、課題といたしまして職員総数を削減する中では、より質の高い行政サービスの提供が求められるわけでございます。当然、能力に応じた能力主義を採用していかなければならないということで、私どもといたしましても目標管理制度、また人事評価制度の導入に向けて現在、制度設計を進めておるところでございます。

また、こういった中で、定員の適正管理という部分につきましても、ご指摘をいただいたところでございますけれども、私どもも南丹市職員定員適正化計画、これを19年4月に作成し、こういった中で職員の新規採用の抑制、また特例の勧奨退職制度の活用などを行いながら、この管理の適正化に進めておる、これが現状でございます。しかしながら、これからも先ほど申しました行政ニーズの高度化、専門化が進む中で、優れた人的資源、これの効率的な活用や、また育成が大切であるというふうに考えておりますし、事務事業の見直し、また外部委託の推進、そして、勧奨退職制度の活用などにより、この適正化計画の実効性そのものを確保していくことが大事でありますし、議員ご指摘のように人件費の上昇、これを抑制することが大切な大事な観点だというふうに認識しております。こういった中で、今現在の組織、機構の見直しも含めまして、業務執行体

制の整備に向けて取り組んでおるところでございます。大変厳しい社会状況の中で、私ども公務員に対する市民の皆様方の厳しいご意見も、多々お受けいたしておるところでございます。私といたしましても、こういったお声に十分に耳を傾けながら、より効率的で、また効果的な行政運営を進めていきたいと考えておりますので、今後とものご指摘も、また、ご協力も賜りますことをお願いを申し上げる次第でございます。

また、本町の土地区画整理事業につきましてご意見を賜りました。

今、土地区画整理事業につきましては平成23年度、また街路事業につきましては平 成25年度に事業を完了すべく、事業に取り組んでおるところでございます。この中で、 中心市街地に賑わいを取り戻す、このことが大変大きな課題であります。今日までのこ の事業の推進の中で、やはり地元地権者の皆さん方をはじめ、経営者の皆さん方、住民 の皆様方それぞれのお立場の中で、いろんなご意見を賜る中で、このまちづくりの課題 でございます賑わいを取り戻すということの解決に取り組んできたところでございます。 こういった中で昨年、中心市街地のまちづくり協議会の皆さん、また商工会の皆さん、 そして市によりまして、それぞれ連携をする中で、NPO法人の「にぎわいコンソーシ アム園部」という組織が設立されまして、多方面の方々が参画をいただき、また、そう いった方々が先ほど申しました市民や商店主の皆さん、そして、いわゆるまちづくりの 専門家の皆さん方とともに、この課題であります賑わいを取り戻すための施策の計画の 立案を進めていただいておるところでございます。こういった中で、近いうちにこの提 言もいただくということになっておりますし、もちろんこれからのこのまちづくりにつ きましては、市民の皆さん方と、また市が連携をとりながら、まちづくりの推進、賑わ いの再生に向けて取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございます。 こういった中で、ただいま活性化策、このことにつきましては交流人口の課題も大きな 問題でございます。これは一つは、いわゆる他都市からおいでいただく方、また市内各 地からおいでいただける方、こういった観点からもどういうふうな形の中で、この賑わ い施設といわれるものを取り組んでいくのが大事なのか。また、もう1点として、今の 中心市街地の部分、そしてその周辺部を含めた中心市街地、このあたりの連携を取り組 んでいただく、こういった中でのまちづくり、このことにつきましても、今それぞれ市 も入りましていろんなご意見をお聞かせいただいておるところでございますし、また、 そのコンソーシアムによりまして、その取りまとめを行っていただいておるところでご ざいます。この提言を受けましたら、すみやかにこのことにつきまして、市としての責 任をもって、その実現に努力していきたい、このように決意をいたしておるところでご ざいます。

大変様々なご意見を賜る中で、この事業を推進してきたわけでございますけれども、 やはりこの23年に区画整理事業、また街路事業につきましては25年度という事業完 了を予定いたしております。このことをやはりきっちりと進める中で、課題でございま す活性化の再生、活性化のために引き続き取り組んでまいりたい、このように考えてお りますので、議会の議員の皆様方のご指導や、またご理解、ご協力を賜りますことをお 願いを申し上げまして、答弁といたします。

- **〇議長(井尻 治君)** 答弁が終わりました。 松尾議員。
- ○議員(10番 松尾 武治君) いろいろな角度でお答えいただきました。南丹市の場合は、南丹市市民参加と協働の推進に関する条例の中で取り組んでいくというような、私は答弁であったというふうに思いますが。少し条例の中をみていただきますと、本来であれば市民、議会、行政からなるのが、いわゆるひとつの自治体の構成だというふうに思いますが、この協働の関する条例においては、議会というのは全く示されてないと。それと条例みていただくと、本来は住民自治基本条例の場合は、まず市民が主役という形で、市民をまず最初に取り上げて、その次に議会なり行政の役割を示すということになっておりますが、そのことが全く逆であって、これは行政が市民協働、どうして起こさせるかという動きをするための条例というふうに、私は条例の中身を精査すると、そういうふうになります。これは他の市町村の自治条例と比較すると、そういうことがよくわかると思いますが。少しその考え方に少し視点が変わっていると。やはりこれからは住民が基軸に立って、いわゆる議会と行政が一体的になって、まちづくりを進めていくということが必要だというふうに思いますが、この点について再度お答えいただきたいというふうに思います。

それと保育所につきましては、確かにいろいろな形で住民要望が多いので、すべてのことを満たすのは大変難しいというふうに思いますが、旧町で一つぐらいの保育所に関しては、本当に働きたい、フルタイムでも働きたいという人の子どもを預かれるような体制を整える必要がある。すべての保育所にすべてを網羅するということは、大変財政上厳しいということがございますので、そこの施設に関しましては、よりきめ細やかに、働きながら子育てをしたいという人のニーズが満たされるような運営の仕方をするべきだというふうに思いますが、このことにつきましては、担当の福祉部長のほうから答弁をいただきたいというふうに思います。

それと、最終の質問で本町の区画整理事業ですが、これにつきましては今、市長が答弁されました。私の質問の内容は、全く逸れた答弁の仕方ですが、私は、園部町の本町区画整理事業につきましては、市が事業主体で事業を進めております。これにつきましては組合、いわゆる構成される組合の人たちが、この区画整理はどういうことを目的でやろうかなと、どういうまちづくりをしていこうか、そのことを検討してやるんですが、本町につきましては、南丹市が事業主体になっております。そういうことから、今の市長では住民任せで、市としてこの本町の区画整理事業にどういう目的をもって取り組んだのかと、そういうことが全く答弁にはなかったということです。だから、私は市長として、この区画整理事業はどういう目的でしたんだということを、やはりここで明確にお答えいただきたいと。そうでなかったら、目的のないことに多額の投資をしたという

ことにつながりますので、これはやはり市長の責任で明確に答えるべきだというふうに思いますが。これについても、改めて明確にどういうような賑わい施設をつくろうとして計画したんだと。しかし、長期間に渡った事業ですので、計画の段階から完成までの間には、様々な時代の変革もあります。その間でこういうふうに変わったということは、当然、私もあるというふうに思いますが、所期の目的はこうだったと、しかし、それがこういうふうにできなかったという経過の中で、やはり市民に説明する必要があるというふうに思いますので、所期の目的から事業経過を含めてどういうような変革を経たと、それで今は当初計画が挫折したので、市民にいろいろな意見を聞いているというような経過があろうと思いますので、その経過についてお答えいただきたいと。

それと、完成したら、合併して南丹市が一つになったんですが、南丹市全域から園部の本町にどれぐらいの人が流れてくるんだろうと。また、都市からどれぐらいの人が流れてくるんだろうと、そういうことが当然、計画の中には組み込まれていると思うんです。それは全然、基礎的な数字がないのに、そんなことするはずがありませんので、それをお答いただきたいと。

以上の点について、再質問いたします。

〇議長(井尻 治君) 答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) ご質問にお答えいたします。

自治基本条例につきまして、先ほど再質問の中で、市民参加と協働の推進に関する条例との兼ね合いで、私の説明が悪かったのかもわかりませんけれども。私はこれがひとつの、私どもにとってはひとつの窓口だというふうに考えております。と申しますのは、先ほどお話ございますように、住民自治基本条例、また議会における基本条例といったご意見もあるわけでございまして、こういったことを総合する中で、それぞれの構築の一つとしてはまちづくりについて、この市民の皆さん方の市民参加と協働の推進に関する条例というのが位置づけられると思います。こういったことをやはり総合する中で、先ほどおっしゃられた自治基本条例というものが成り立っていく。これはとりわけ市の根幹にかかわる最高位の条例というふうに位置づけすらされておるところもございますので、当然こういった様々な議会におけるお考え方、また市政の中で市民の皆さん方との関係、また住民の皆さん方の自治の考え方、それぞれの基本的な認識を統一する中で、組み込む中で、自治基本条例というものがつくられていくというふうに、認識をいたしておるところでございます。

保育の関係については、担当部長からということでございましたので。本町の区画整理事業でございますが、当初、園部町の時代におきまして、まさに地域経済、地方地域商工業の大変厳しい状況が迎える中、また、まちづくりの基本として中心市街地の活性化というのが重要な課題であるというふうな中で、この計画が進められてまいったわけでございます。それぞれ中心の地権者の皆さん方を中心にして、まちづくり協議会とい

うのが結成されまして、ただ市役所の、市のもちろん事業でございますので、市が実施 するわけでございますけれども、やはり地元の皆さん方のご意見、またお力、こういっ たことをお借りする中で、共にこの事業を進めていこうということで進めてきたところ でございます。関係地権者の皆さん方や関係市民の皆さん方のご理解を賜る中で、先ほ ど申しましたような事業完了に向けての取り組みを進めてきたところでございます。目 的といたしまして、当然、先ほどらい申しております中心市街地における活性化、この ことにおいて旧園部町において、まちの活性化を進めていこうというのが基本理念でご ざいますし、このことは今も変わってないわけでございます。こういった中で、旧商工 会館の跡地、この部分が町有地でございましたので、これを中心市街地活性化のための ひとつの拠点地域として、これについての活用、このことについて具体的に進めていこ うと。いわゆる建物の建設等も含めて、これをコア部分として考えていこうということ で進んできたわけでございますけれども、時代のそれぞれの流れ、また経済状況の変化 によりまして、具体的な構築ができてこなかったというのが現状でございます。こうい った中で、やはりこのコアの部分というのをどのように考えていくのか、また、このコ アの部分と周辺の地域、この部分との整合性、やはり先ほどの答弁でも申しましたよう に本町区画整理地域部分だけじゃなくて、周辺部を含めた形の活性化を図っていこうと いうふうな形の中で、それぞれのご意見が出ておったわけでございますけれども、集約 に至っていないという現状がございました。そういった中で、合併して市となりまして、 南丹市全域におけるこの中心市街地の存在ということもあり、また当初商工会さんの合 併ということもございましたので、こういったことも含めてこのコアの部分、そしてま た周辺部の部分、これをどのような形で具体的な施設づくりも含めて、この限られた事 業完了までに、これを仕上げていこうという思いが今、高まっております。こういった 中で、私ども事業主体として今、先ほど申しましたような組織の中で、それぞれのご意 見を賜り、また、その提言に向けてのお取り組みをいただいておりますので、これを受 けて、具現化に向けて取り組んでいきたいというのが、今の原点でございます。先ほど も申しましたが、交流人口の問題につきましては、数値としては出ておりません。また、 こういった中で、具体的なその施設というものも建物としてやるのかどうか、また他所 と市内からの交流人口と申しますか、導入できる人口、これが明確になっていないわけ でございますけれども、当然この施設の構築の中ではこういうことも含めて、より現実 的な取り組みをしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。 今しばらくご提言をいただくまで、私どもとしては、このことをお待ちしておる段階で ございますけれども、提言をいただきましたら、この具現化に早急に取り組んでいきた いというふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いいた します。

- **〇議長(井尻 治君)** 永塚福祉部長。
- **〇福祉部長兼福祉事務所長(永塚 則昭君)** それでは、子育て支援の関係は私のほうか

らお答をさせていただきます。

松尾議員からもございましたように、多様な保育サービスの充実というのが、市民の皆さんから求められているというのは、もう現実でもございます。先ほど市長からお答えをいただいたとおりなんですが、南丹市におきましても、保育所以外におきまして、子育てのサポーター派遣事業、ファミリーセンター事業、その他いろんな事業で子育て支援を総合的に取り組んでおります。それから保育所の件でもございましたように、延長保育の検討、また休日夜間保育につきましても、次世代行動計画の中で検討していくということで進めているところでございます。ただ、施設の拡充も後期で予定をしておりますけれども、やはり職員体制の問題、総合的にいろいろ考えた上で判断をしていかないといけない部分もありますので、できるだけ旧町ごとにそういう施設をということでございましたので、私どものほうも、そういう検討を重ねていきたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

- **〇議長(井尻 治君)** 答弁が終わりました。 松尾議員。
- **〇議員(10番 松尾 武治君)** 子育てについては、一定の市民ニーズに沿った形で施 策を進めていただきたいなというふうに思います。

今、本町の件につきまして、市長から答弁いただきましたけれども、事業目的を求めても正確に、明確な目的が示せなかったというふうに私は思っております。これは、ただ、賑わい施設をつくるということやなく、賑わい施設がどういうものをつくるということが大事なんですよ。だから、それがなかったというふうに私は思っておりますので、それはお示しいただきたいと。それと数値もないという答弁だったんです。これはやはり事業計画立てた、これは担当部長の責任だというふうに私は思います。だから再度事業目的、それに目標数値、これだけは部長のほうから明確にお答えいただきたいというふうに思います。そうでなければ、目標のない事業をしたということにつながりますので。市長答弁いただいてもいいんですけれども、詳細な分ですので、担当部長のほうからお答えいただきたいというふうに思います。

- **〇議長(井尻 治君)** 佐々木市長。
- ○市長(佐々木 稔納君) 私は先ほどのご質問に対して、的確に答弁をさせていただいたと認識をいたしております。本町地区の区画整理事業につきましては、先ほども申しましたが、旧園部町において中心市街地における賑わいを取り戻そう、これによって園部町の活性化を図っていこうという、この趣旨をもって取り組んできた、これが目的でございます。また、その活性化、施策のそれぞれの歩みを語る中でもお話をさせていただきましたように、この中核的なコア部分におけることの活用というものについて、それぞれの提案はされて、論議をされたわけでございますが、それぞれ状況の変化とともに変わってきたために、今この時点においては、やはりこのコア部分とこの周辺部分とを含めて、実際的な活性化策、このことについて交流人口につきましても他所、また市

内からの流入、交流、こういった部分をどう考えていくのかということを原点において 考えておるという施策でございます。現状の認識の中で、私は先ほども答弁をさせてい ただいたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。また他の部分に つきましては、担当部長のほうから答えさせます。

- 〇議長(井尻 治君) 山内土木建築部長。
- **〇土木建築部長(山内 明君)** まず本町の区画整理でありますけれども、大きくは、目 的は二つあると思います。一つには、やはり都市の基盤整備を進める。南丹市の街路の 整備含めてですけれども、やはり将来に悔いを残さない基盤整備、これをしていくとい うのが一つです。二つ目が、今の市長のほうから話がありましたように、中心市街地の 活性化というのが二つ目の目的だというふうに思います。これは南丹市、いわゆる旧園 部町だけの課題じゃなしに、全国的な課題でありまして、商業の衰退というのは、やは りどこの市町村においても大きな課題であるというふうに思っています。そうした中で、 一定の基盤整備あるいは条件づくりは市の責任で進めますけれども、やはり商業という のは、その時つくればいいものじゃございません。つくったものを、いかに継続して続 けていくか、これはやはり行政がするものでないというふうに、私は思っております。 やはり商業者が自ら立ち上がっていただいて、継続してやっていく、そういう部分の中 には、商業者と市が連携をして進めていくべきだというふうに思っておりますので、今、 NPO法人が具体にそのことを含めて、どういうまちづくりができるのか、それは核の 部分だけでなしに、周辺部のまちづくりを含めて検討をいただいておりますので、その 提案を見た中で、市がどれだけその部分に対して側面的に協力できるのかを考えていき たいというのが、市の考えでございます。

ですから、交流人口につきましては、一定、絵が描けた段階で本来交流人口というのがついてくるものだと思っています。本来のまちづくりというのは、当初の、以前のまちづくりというのは、どの市町村においても人口を増やしていくというのが元々のまちづくりの発端だと思います。しかし、今日的には、やはり人口が減っていきます。減っていった中でどういうまちづくりを進めるかという部分の中で、交流人口というのが出てきたというふうに思っております。まずは、南丹市のこの園部の中心市街地というのは、地域の人がまず集まれるという部分が、一つは大きな課題でもありましょうし、あとまた先ほどおっしゃいましたように、他都市からも呼び込んでくるというのを一つの方法だというふうに思いますけれども、具体には計画ができてはじめてその辺というのが、数値が見えてくると思っております。ですから、今の段階で交流人口というのは目標を定めておりません。

〇議長(井尻 治君) 答弁を終わります。

以上で、松尾武治議員の一般質問を終わります。 次に、4番、大町功議員の発言を許します。 大町議員。 **〇議員(4番 大町 功君)** 議席ナンバー4番、丹政会所属の大町功でございます。ただいま議長より、発言のお許しをいただきましたので、通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

本日は、大きく分けて二つの質問をさせていただきます。

まずはじめに、有害鳥獣対策についてお伺いをいたします。最近の有害獣による農作 物被害は、年々深刻化してきております。特に猿による被害は深刻であります。丹精込 めて世話をした野菜、もうすぐ収穫できると楽しみにしていた、その矢先に群れでやっ てきて全部食べつくし、荒らして去っていく、そんなことが各地でたびたびあり、農家 の方は本当に腹が立つやら、悔しいやら、大変なショックを受けておられます。また住 居の中に侵入し、仏壇のお供え物を食べたり、屋根瓦やサッシを傷めたり、生活環境に も大きな被害が増えております。最近は学校に現れたり、また登下校の児童を追いかけ たり、時には群を追い払おうと猿を追いかけたら、反対にボス猿に追いかけられ、恐ろ しかったと、そんな話もお聞きをしております。また先日も仁江において、単車に乗っ た宅配便の方が大きな猿に追いかけられたと、そんな話も聞きました。民家に現れた噛 み付き猿のことも、先日、テレビでニュース報道されておりました。西本梅・摩気地区 に群れをなす園部A群の加害レベルも、4から5と危険な最高レベルになっており、い つ人に危害が及ぶかわからない、そんな危険な状況になってきております。早急な対策 が必要と思われますが、京都府においても、今、対策チームを設置いただき、積極的に 取り組んでいただいているところでございます。市の対応についても、お伺いをいたし たいと存じます。

また猿の繁殖も以前なら初産は7歳から8歳、そして2、3年に1頭出産し、赤ん坊の死亡率は30から50%であったものが、最近は里のおいしい農作物を食べて栄養状態が良くなり、繁殖率も向上、赤ん坊の死亡率も下がってきており、このままでは個体数がますます増える一方であります。また猿は非常に賢い動物で、学習能力や記憶力が高く、猟師さんの姿、また格好をよく知って近づこうとすると逃げていきます。ときには車もよく知っているとも言われております。今までに何回も猟友会の方にお世話になり、鉄砲による補殺を試みていただきましたが、猪や鹿のように獣道を必ず逃げてくるなら、そこで待ち受け、鉄砲で撃てばいいのですが、猿はその習性はありません。また里に現れても、人家付近では発砲することもできず、鉄砲による補殺は非常に困難であり、無理と考えます。捕獲手段は檻の設置による方法しかないと考えます。現在、京都府により移動式檻1基を、天引から今現在、八田へと移動し、設置をいただいておりますが、どこに出没するかわからず、出没しそうな各集落に1基ずつ設置し、早く捕獲すべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

また一方で、里に近づけない工夫もしなければなりません。農家では猿被害を防ぐためにドームのようにネットを張ったり、花火で追っ払ったり、大変な努力をされております。里は恐ろしい、人は怖いということを印象づけるためには、BB弾を発射するモ

デルガンを各集落の代表に、1丁それぞれ貸与し、そしてそれで威嚇していただく、また各集落数軒にロケット花火を預けておいて、出没時に発射し追い払っていただくのが一番効果があると思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

有害鳥獣対策の最後の質問は、狩猟免許取得についてであります。最近は狩猟関係者も高齢化が進み、若い方にも多く免許を取得していただくことが必要となってきております。南丹市では、新しく罠猟の免許を取得するときには補助もしていただいておりますが、それを活かすためにも、今現在、北部地域は綾部、南部地域は京都市内での狩猟免許取得講習と試験が実施されておりますけれども、南丹地域で実施いただき、容易に取得できる場をつくる必要があると思います。南丹市が積極的にバックアップし、猟友会に協力をいただき進めるべきと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

二つ目は、地上デジタル放送への対応について、お伺いいたします。来年7月の地上デジタル放送完全移行まで10ヵ月を切りました。今までにもお知らせ版やCATV等で説明がなされてきておりますが、市民の中には特にご高齢世帯では、デジタル化についてご存じでない方が、まだ多くいらっしゃるのではないかと思うのですが、ある日突然、テレビが映らなくなった、そんなことを言われないように、円滑な移行に向けた、今後のさらなる対応についての市の取り組みをお伺いいたします。

南丹市では、7月に住民に対しアンケートが実施されました。旧4町ごとに各世帯主350人、合計1,400人を対象に郵送で行い、620人から回答があった。回答者の99%強が移行時期を知って、すでに地デジを見ている人は64%の397人であったが、残る約34%にあたる214人の未対応者のうち、53人は経済的余裕がない、16人は何をしたらよいかわからないとし、合わせて1割の人が補助金や情報などの支援を必要とする回答であったと、新聞報道、発表されておりましたが、回答があったのは約44%であって、半数以上の約56%の方からは回答がありませんでした。この方たちの中にご高齢の方たちが多くおられたのではなかったのか、私はその点を心配するわけでありますけれども、この年齢別に把握ができているのか、また高齢者の回答は本当にどうであったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

また、このアンケートの中にもありましたが、経済的に余裕がないと回答された方も多くおられます。NHK受信料全額免除世帯、また障がい者世帯で全員が非課税の世帯と生活保護世帯への国の補助制度などをしっかりと広報していくことも必要でありますけれども、75歳以上の高齢者世帯や市民税免除世帯への地デジ対応チューナーの無償提供の考えはないか、お伺いをいたします。

最後に、園部地域のCATV、光ケーブル化について、お伺いいたします。現在、園部地内は平成17年に一部光ケーブル、そして、一部双方向同軸ケーブルにされております。ネット利用時のスピードは完全光ケーブル化されておる3町に比べますと、速度に大きく差があり、早期の完全光ケーブル化が待たれておるところでございます。6月議会の総務常任委員会の中で、25年度を目途に今年度計画の予定と返答されておりま

したが、その見通しと現在での進捗状況をお伺いし、私のこの場での質問とさせていた だきます。

〇議長(井尻 治君) 答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) それでは、大町議員のご質問にお答えいたします。

猿の被害、このことにつきましては、実は府内の市町村長の会議、事あるごとに南部 の町長さんや市長さん、また北部の市長さんからも口ぐちにこの問題の大きさといいま すか、先ほど大町議員が述べられました様々な状況ということが出てきておるわけでご ざいまして、また京都府におきましても、そのことを十分踏まえて、それぞれの施策を 実施していただいておるというのが現状でございますが。私どもももちろん、京都府と の連携の中で、この対応に努力しておるんですが、ただ、大変苦慮しておるのが現状で ございます。そういった中で、まずは基本的に府が調査をしております報告によります と、群が五つの群がある、南丹市内で。園部が一つ、日吉が二つ、美山が二つ、個体数 が総数で140頭といわれております。それから最近では、各群から分裂した4、5頭 の集団もでかけておるというのが現状でございます。こういった中で、先ほどご指摘の ございました園部町内においては、西本梅・摩気地区において頻繁に発生しておるとい うのが実態でございます。こういった中で、南八田地区では猿の出没がありまして、そ れぞれ地元の皆さん方も自衛策に取り組んできていただいておるわけでございますが、 本年春頃から農作物の被害、また民家へ侵入という状況も多発してきたという現状を認 識しております。こういった中で、市といたしましても京都府の関係、振興局、また農 業改良普及センター等によりまして、南丹地域野生鳥獣被害対策チーム、これによりま すニホンザル対策研修会を実施をしたところでございますけれども、こういった中で、 猿対策についての研修も、地元の皆さんにいただきました。また6月には、猟友会の園 部支部の捕獲班とも協議を持った中で、それぞれの施策を実施いたしたところでござい ます。こういった中で、努力はいたしておるわけでございますけれども、なかなかその 対応が十分にできていないという現状があるわけでございます。こういった中で、今、 議員ご提案のございました檻の設置、このことにつきましても、以前、旧園部町でやら れとったようなこともございますし、こういうようなことも一つの検討課題であるとい うふうに考えております。しかしながら、これは管理許可の面でも、やはり課題もある ということでございまして、こういった解決も必要であるというふうに認識しておりま す。また、京都府においてのそれぞれの施策の中で、先ほどご提案のございました猿威 嚇用の花火飛ばし機といった、いわゆるロケット弾的なものの新しい機材も導入しよう ということで考えていただいておりますし、またモンキードッグの育成、また接近して きたら警報が鳴るシステム、こういった様々な観点からこの対応について検討が進めら れております。こういった中で、私どもも京都府と連携をとりながら、この施策の実施 に、早急に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございますが、とりわ けやはり、これは地域の住民の皆さん方と連携が、最も重要な施策の一つであるという ふうに考えております。こういった中で、各集落における協議会ということを設置をお 願いする中で、この対応を続けていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、これは猿だけにとどまらず野生の鳥獣害、様々な点につきましてはご指摘をいただきました狩猟免許の取得のことがございます。今年度、京都府では年2回、実施をいただいております。以前は1回だけでしたが、少しでもこの免許を取っていただけるように追加実施をするということでございます。また講習会につきましても、京都府猟友会さんの主催で開催をいただいておるところでございます。今ご指摘もいただきましたが、取得にかかる経費の一部を補助制度化しているところでございます。また南丹地域における講習会、また試験の実施等につきましても近隣の市町、また京都府との関係の中で、ここで実施ができるようなことでしたら、猟友会の皆さん方ともご相談しながら、その実現に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、地デジ化の対応についてのご質問でございます。ご質問にもありましたように、 平成23年7月24日に地上アナログ放送が終了するということで、今、様々な手段を 講じて、その周知にそれぞれの立場で努力をいたしておるところでございます。市とい たしましては、アンテナ工事が必要な場合、また共同受信施設改修が必要な場合もある わけでございますけれども、南丹市のケーブルテレビでは、全市域のデジタル化対応は 実施済みでございますので、市販の地上デジタル対応テレビ、また地上デジタルチュー ナーなどの受信機を用意していただくことで、受信できるということになっておるわけ でございます。そういった中で、これに向けまして昨年7月から11月までの間、総務 省の京都府テレビ受信支援センターによりまして、受信説明会を市内78ヵ所の公民館 で実施をいたしまして、また本年6月には公共施設12ヵ所で相談コーナーを開設する など、それぞれの対応も実施しておるところでございますし、また市としては広報誌、 ホームページ、そして、イベント会場でのチラシの配布、こういうことも実施をして周 知に努めておるところでございます。またケーブルテレビにおきましても、ほかのNH K等も実施されておりますけれども、画面の上下の部分にスーパーを流す、告知スーパ ーを表示しておるというふうなことで、この来年7月に向けての対応について、周知を 図っておるところでございます。

また、ご指摘のいただきましたアンケートでございますが、ご指摘いただきましたように350世帯を無作為に、各町ごとに抽出しまして、1,400世帯の世帯主を対象にしておりますので、質問項目には年齢は入れておりません。こういった中で、アンケートでは16%の方がみる方法がわからないとか、また経済的な課題があるというふうなことのご回答をいただいております。こういった中で、国における支援制度というのが、デジタル放送対応チューナーの無償給付などの施策を講じておるわけでございますけれども、この辺についての周知徹底をしていかなければならないというふうに思っておるところでございます。先ほどご質問の中でもありましたように、支援対象につきま

して、NHKの受信料の免除をされている世帯のうち、生活保護等の公的補助を受けている世帯等のそれぞれ該当する世帯がありますので、こういった中で、支援についての情報を提供していかなればならないというふうに考えておるところでございます。

また、今後、先ほど申し上げました臨時相談窓口の設置、戸別訪問というのも、今後 このテレビ受信者支援センターにおいても計画をされておりますので、こういった様々 な制度を合わせて、その周知、また、その活用に努めていきたいというふうに思ってお ります。

なお、この国の支援制度の申し込みにつきましては、21年度で259件ございました。22年度につきましては100数件ございます。まだ今年の末まで受付中ということですので、この活用も図っていかなければならないというふうに思っております。

また、このご質問の中でもございましたように、今後、高齢者の方も含めて、この情報が届いていない皆さん方にどのように届けていくのか、このことにつきましては、来年7月まででございますので、何とか今年、今年度中にもう一度、アンケート等のことを実施することによって、より詳細な把握に努めていきたいというふうに思っております。現時点におきまして、それぞれの制度設計の中で、国の支援制度等が活用されるという部分で対応するのが今の立場だというふうに考えております。市として特別な施策ということは考えておりません。しかしながら、このことをやはり十分に周知していくことが、今、最重要な課題だというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようにお願いを申し上げます。

CATVの光ケーブルの課題について、園部地区の課題についてございました。今ご 質問にございましたように、17年度から20年度まで八木、日吉、美山地域において はケーブルテレビ、インターネットの光ケーブル、それぞれ引き込んでおります。園部 地域におきましては、平成15年以前に整備したものでございまして、各家庭までの引 き込みは同軸ケーブルとなっております。このようなことで、先ほど申されました通信 速度が遅いというのも事実でございます。こういった中で、取りうるそれぞれの機材の 更新などによりまして、今できるだけ早くということをやっておるわけでございますけ れども、ただ、この格差があるということは事実でございます。こういった中で、この 事業実施にあたりまして園部地区におきましては、国費、起債を充当した事業で実施い たしましたので、耐用年数が残っておることから補助金返還、また起債の繰上償還とい うような問題が発生するということもございます。こういったことを踏まえながら、先 ほどご質問の中にもございましたような、本当はできるだけ早くしたいというのが事実 でございますが、やはり事業費の資金計画というのも十分考えながら、また国・府との 関連の中でこういうような課題をどう解決していくのか、これはできるだけ早く実施す るために、今年度中に将来の拡張性の考慮をしながら、計画策定に対処したいというふ うに考えております。今しばらくのお時間をいただきたいと思いますので、よろしくお 願いいたします。

〇議長(井尻 治君) 答弁が終わりました。

大町議員。

○議員(4番 大町 功君) いろいろと答弁をいただきました。

まず、猿の対策でありますけれども。先ほども言いましたんですけれども、人間社会 は少子高齢化ということで、すごく人間が少なくなってきています。猿は先ほども言い ましたように、どんどん栄養が良くて、子どもが増えてくると。また鹿も増えてくると。 そんなとこで、自然界の生態系が大きくバランスが崩れてくると、そういう心配もある わけでありまして。その中で、どうやってそれを減らしていくかということになります と、鉄砲で猟友会の皆さんにご無理いっても、なかなか難しいことが非常にわかってい ます。ですから、やはり最終的には檻で捕獲するしかないというふうに考えるわけであ ります。ですから、先ほども答弁の中で言っていただきましたんですけれども、以前、 園部町で檻を置いていただいておりましたんですけれども、あの大きな檻でなくてもい いです。各地域に檻を設置いただいて、そして、獲っていくのがいいんじゃないかと思 います。愛護団体、そういったところからの指導によりますと、一つの群の中の1割と、 園部 A 群でしたら 5 0 匹ですから 5 匹というようなこともありますけれども、捕獲する のは5匹までということにありますけれども、多く獲って、そして、減らしていかなけ ればだめだと思います。どうしても、この檻の設置はしてもらわなくては減っていかな いというふうに存じます。しつこいようでありますけれども、再度、檻の設置を望むと ころであります。

また、今、南丹市におきましては、モデルガン2丁持っていただいております。これを今、美山町とそして南八田地域に貸与をしていただいておりますけれども、もうあと少し何丁か買っていただいて、そして、脅かせる状況をつくっていただきたい、またロケット花火も、先ほど検討されているというようなこともありましたけれども、早急にロケット花火を多くの民間に渡して、特に元気なおばあさんあたりだったら打てると思います。猿はこの人やったら弱いなというような人から、そういうふうに威嚇されると、びっくりすると、効果がそれのほうが大きいだろうと思います。ですから、多くの方にロケット花火を預けてもらって、そして、威嚇していただくと、追っ払っていただくというふうに、そういった取り組みも必要ではないかなと思います。

また京都の久多地域におきましては、モンキードッグの養成をというようなことが新聞にも載っておりましたんですけれども、なかなかこれも効果があって、いい方法だと思います。まず、私はそのモデルガンと花火と、それを一つ提案をしておきますので、よろしくお願いしたいと存じます。

それから、地デジ化についての質問ですけれども。本当に一番心配なのは、高齢者の世帯であります。また特に一人住まいの高齢者の世帯では、本当にアンケートが回ってきたのでも、なかなかわかってないんじゃないかなというふうに思います。ですから、一番そこらの方に、周知徹底を何とか図っていただきたいというふうに思います。次、

アンケートをされるようでありますけれども、特に高齢者への情報提供、この徹底をお願いしておきたいなというように思います。

また光ファイバーの敷設ですけれども、園部は、幹線は光ファイバーで、軒先までが 先ほども言いましたんですけれども、同軸ケーブルというようなことになっておりまし て。実際、私どもの家で図ってみますと、速さが1から2というふうな状況です。普通、 同軸でしたら10というふうに言われるんですけれども、1から2というような実測が それになっております。ですから、光ファイバーにすると、もう何十倍も速くなるとい うようなこともありますし、光ファイバー化にしますと地デジもきれいに映るように思 います。というのは、光ファイバーを敷設しますと、軒先にブースターのようなものが 付けられます。そこによって増幅されますので、電波も強くなってくるというようなこ ともありますので、早急にこういった取り組みをお願いしたいというように思います。 以上です。

〇議長(井尻 治君) 答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) 猿の対応につきまして、先ほども答弁を申し上げたわけでご ざいますけれども、様々な取り組み、先駆的な取り組みをしていただいておりますし、 京都府におきましても、先ほど答弁で申し上げましたような施策を講じていただいてお ります。特に緊急対策といたしまして、今年度、モデル事業として何箇所かやっていこ う、また、23年度は、本格的に公募型でもやって広げていこうというふうなことを聞 いております。また私どももこの京都府での会議におきましても、兵庫県で一斉に網が 落ちてきて、鹿が何頭も獲れるような装置ができたというふうなことを聞くんですけど どうや、また猿についてもバッファーゾーンのどうこうというのが、ものすごく効果が 上がっておる地域があるけれど、どうですか、というようなこともお聞きしながら、こ のことをできるだけ情報提供していただきたい、また京都府のほうにおきましてやられ る施策と、市においてできる施策、その連携性をとってやることが大事であるというよ うなことで、先ほど答弁申し上げましたように、それぞれの地域においても協議会をお つくりいただく中での、実態に合った形のことをやっていきたいと思っております。と りわけ檻の問題、先ほど申しましたように、若干の課題もあるようでございます。ただ、 こういった課題も解決できれば、設置の方向も考えていきたいと思いますし、また花火、 追い払いの花火の問題等につきましても、同じような形で検討を進めていきたいという ふうに思っております。大変困難な課題でございますけれども、これからもご意見や、 また、お力を借りながら、その努力をいたしていきたいというふうに思っております。

また、こういった中で、地デジの問題でございますけれども、私どもも心配しておりますのは、その問題でございます。高齢者の皆さん方にとりまして、やはりこの情報伝達の大きな手段でございます。安心な生活の確保のためにも、やっぱりこのことには大変重要な課題であるというふうに認識をいたしております。先ほどご提言のいただきま

したように、やはり高齢者の皆さん、この情報が届いていない皆さん、こういった方に どういうふうに情報を提供し、また、その改善についての施策の情報が提供できるよう に、アンケート等も含めまして、対応をしていきたいというふうに思っております。

また園部地域の光ケーブル化の課題、先ほど申しましたように、大変財政的な困難な課題もあるわけでございまして、このことについて私どももできる限り解決できるように、今、努力を続けておるところでございます。しかしながら、そういうご要望の声も大変大きくございますので、できるだけ早い時期に将来のことも考えながら構築していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〇議長(井尻 治君) 以上で、大町功議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開時間は、午後3時5分といたします。

よろしくお願いします。

午後2時48分休憩

.....

午後3時03分再開

- **〇議長(井尻 治君)** それでは休憩をとき、休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、13番、矢野康弘議員の発言を許します。 矢野議員。
- ○議員(13番 矢野 康弘君) 13番、南風クラブの矢野康弘でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

まず、1点目でありますが、人権尊重のまちづくりについて、お伺いいたします。憲 法第14条第1項には、すべての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社 会的身分、または門地により政治的、経済的または社会的関係において差別されないと うたわれております。そして、同和対策特別措置法ができ、多くの事業の成果を残しな がら、平成14年に法律は終了いたしました。そうした中で、心理的差別は今なお、解 決できないまま今日に残っておるところであります。平成12年12月に人権教育及び 人権啓発の推進に関する法律が施行されました。その中に国の責務、地方公共団体の責 務が規定され、人権教育及び啓発に関する施策を実施する責務を有すると規定しており ます。そのために人件費や施設の経費まで、国及び京都府が4分の3を負担し、そして 南丹市は4分の1の負担で事業が実施できるのであります。こうした制度を利用して、 人権教育や啓発を積極的に実施すべきと考えます。こうした中で、市長の施政方針には 人権に関するものは、何も入っていなかったのであります。3月の当初予算でも、4項 目の政策があげられ、また市長選挙の公報にも、マニフェストにも4項目の政策はあり ましたが、人権に関するものは何も入っておりませんでした。6月の補正予算の施政方 針にも4項目の政策がありましたが、これにも何も入っておりませんでした。こうした 4項目の政策は、南丹市総合振興計画の中から抽出したものと思いますが、総合振興計

画の中に人権に関する項目が入っておりますが、これを見逃して、人権問題、人権尊重 に関するものを政策から外してあるのであります。誠に残念であります。それほど人権 の尊重は、政策に値しないのでしょうか、また軽微なものなのでしょうか。市長の所見 をお伺いしたいと存じます。

こうした中で、差別事件は今なお起こっております。同和問題でいろいろなところで 差別事件があり、南丹市内でも2年前には差別ハガキがあり、3年前にはJR吉富駅で 差別落書きがあり、また情報化社会の中でインターネットによる地名総鑑や差別落書き など、まだまだ同和問題は払拭されていない状況にあります。人権問題には同和問題を はじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、患者など、いろいろなものを含ん でいるのであります。人権尊重は人を大切にすることであり、人を尊敬することでもあ り、人と人との絆を大切にすることと考えております。そして、自分の人権と同時に、 他人の人権も尊重されなければなりません。最近の報道でも児童虐待や高齢者虐待など、 いろいろ起こっておりますが、こうしたものも人を大切にするという意識がややもすれ ば希薄化し、こうした事件が起こっていると思うのであります。こうした事件を起こし ている、京都府の児童虐待の相談が14%も増えていると報道されております。高齢者 の問題も毎日のように報じられておりますが、高齢者がどこに住んでいるかわからない とか、死亡した人が30年も放置しているなど、人権を考えるとき、誠に深刻な事件と 思うのであります。また外国人差別や障がい者差別も多く起こっている現状にあります。 南丹市内には、民生委員さんや保護司さん、人権擁護委員さん、学校関係者や人推協の 皆さんなど、その他多くの皆さんが人権問題に関係され、ご尽力をいただいているので あります。南丹市は人権問題をもっと重視し、人権を尊重する社会を構築しなければな らないと考えます。法律で人権啓発が明記され、地方自治体の責務としている中で、人 権尊重のまちづくりを施政の重点施策におくべきと考えますが、市長の所見をお伺いい たします。

2点目でありますが、園部町木崎北中央線の道路拡幅についてであります。内林小山東町線の木崎町地内に、食品スーパーさとうが進出し、本年11月下旬頃の開店と聞いております。このさとうは、福知山市に本社があり、京都府内20ヵ所、兵庫県に25ヵ所、福井県に1ヵ所、計46ヵ所も店舗をもつ大型スーパーであります。営業時間も午前8時から午後12時までで、販売品目も食料品や日用品と聞いております。こうしたスーパーの進出により、人や車の流れが大きく変わることが予想されます。園部町内からこのさとうへ行くためには、木崎北中央線が最短であると考えます。木崎北中央線はセンターラインのない狭い道路で、信号機もなく、その上、園部保育所があり、児童送迎や幼稚園の送迎バスの停留所があり、児童公園やスポーツセンター、北部コミセンがあって、人と車で混雑している中、その上に買い物客が増えると予想されます。道路を広げ、歩道を設置して、スムーズに通行できる方策が必要と考えます。また、こうした大型商業施設でもあるスーパーが進出すると、商店街にも大きな影響があろうと存じ

ます。商店街の活性化対策が必要と考えます。市長の所見をお伺いいたします。

3点目として、園部川の改修についてであります。宝福寺橋から下流の左岸側が約800mに渡って、根固めブロックが設置されておりますが、設置から30年ほど経過し、長年の増水の繰り返しにより、地盤が洗掘され十字ブロックが流出しております。3列にブロックが設置されておりますが洗掘され、ひどいところではなくなっているところもあります。最近は集中豪雨が多く、こうした水害を防止するためにも、これの改修について市長の所見をお伺いいたします。

以上であります。

〇議長(井尻 治君) 答弁を求めます。

佐々木市長。

〇市長(佐々木 稔納君) それでは、矢野議員のご質問にお答えいたします。

まず、人権尊重のまちづくりにつきまして、ご質問をいただきました。まず、議員ご 指摘のように、人権の尊重というのは政策に値しない、また軽微なものなのかというご 指摘でございます。私の施政が、今そのように市民の皆様方に感じられておるというこ とならば、大変私は反省しなければならない、このように考えておるところでございま す。人権問題につきましては、私は市長就任以来、常に行政の最重要課題であると認識 しておりますし、また各種の施策、行政遂行上の基本的な基盤となるものであるという 認識をいたしておるところでございます。しかしながら、先ほども申しましたように、 こういった形で、もし市民の皆さん方が認識をされておるということなら大変課題でご ざいますし、十分反省した上で、これからの課題に取り組んでいかなけばならないと認 識を新たにいたしておるところでございます。とりわけ、種々お話のございましたよう に、同和問題をはじめとする各種の差別事象ということが、まさに多発をし続けておる という認識、現状があるわけでございます。こういった中で、私ども行政といたしまし ても、支援施設、また相談活動、こういった面でのことも含めましての人権啓発、教育 のさらなる推進に努力をいたしていかなければならないというふうに思っておりますし、 そういった意味でも市役所の事務事業につきまして、人権尊重の視点での事業点検とい うことも、常々行っていかなければならないというふうに認識をいたしております。ま た先ほどご指摘のいただきましたように、人権擁護委員の皆さん、また民生児童委員の 皆さん、保護司の皆さん方、それぞれのお立場、教育関係機関の皆さん方、市民の皆さ ん方の中で、それぞれのお立場で、この人権尊重のまちづくりにご尽力いただいておる 方も多数おいでになるわけでございますし、また私どもも南丹市人権教育啓発推進協議 会をおつくりいただいた中で、基本的に私はこの席上でも何度も申しておりますが、常 にやはり市民の皆さん方、この協議会の皆さん方をはじめとする市民の皆さん方としっ かりと連携をしながら、このまちづくりを継続的に地道ながらも取り組んでいきたいと いうふうな決意をいたしております。大変厳しいご指摘を賜りましたことを感謝いたし ます。こういった中で、私もそういった視点に立って、これからもまちづくりを進めて

いきたいと考えております。議員各位、また市民の皆様方の今後とものご指導や、また、ご協力を賜りますことを、この場をお借りしてお願いを申し上げる次第でございます。

次に、木崎北中央線の課題につきまして、ご質問をいただいております。これまでも この路線につきましては、ご指摘のございましたように、コミュニティセンター、また 保育所等もございます。こういった中でのこの路線につきましては、南丹市における都 市計画街路として、位置づけをいたしておるところでございます。全般的にみまして、 この都市計画街路につきましても、計画決定から長年経過しておる路線も多々ある状況 でございます。この木崎北中央線につきましても、この路線であるというふうに位置づ けております。この都市計画街路につきまして、見直しが必要な時期にきているんじゃ ないかというふうな、私は考え方をもっておりまして、また整備につきましても、ただ いま、ご質問の中で申していただいたことも含めまして、今後の早期に対応を検討して いかなければならないというふうに考えておるところでございます。とりわけこれから 保育所の課題もありますし、それぞれ交通量の問題もございます。それぞれの今後の状 況の変化もとらまえる中で、それぞれ地元の皆さん方ともご相談をさせていただかなけ ればならない課題であるというふうに認識しております。また商工振興の中で、この新 しいスーパーの開店というのがどのようになっていくのか、やはり商工会の商業振興と いうのが、大変、今、課題になっておる時期でもございます。様々な施策について、商 工会の中でもご努力をいただいておるところでございますので、私どもも商工会と連携 をしながら、この対応に努力をしていきたいというふうに考えております。ご理解を賜 りますように、よろしくお願いを申し上げます。

次に、園部川の改修問題につきまして、ご指摘をいただきました。園部川の宝福寺橋 から下流、左岸の800m間に根固めブロックにおける洗掘があるというようなことで、 ブロックが傾いておる形状が見えてきたというふうな状況でございます。昨年度にも地 元から市への要望、また京都府への公募型の事業への提案もいただいたところでござい まして、これを受けまして、京都府とともに現地確認をいたしております。また京都府 におきましても現地調査を実施いただいております。現時点では、護岸への影響がない という見解をいただいておるところでございます。実は私も、この部分は私の住居して おります家の近所でございまして、毎年1回、地元の川掃除に出ております。こういっ た中で、左岸もそうですか、右岸のほうもなかなか大丈夫かいなというようなこともあ るわけなんでございますけれども、今のところ調査をしていただきましたら、危険とい う状況ではないというようなことでございますけれども。京都府のほうでも、昨年でご ざいましたか、河川内の土砂の除去等もやっていただきまして、きれいな水も流れてく るようになっておりますし、また、こういうような点では大変ありがたいなという思い も、私自身もしておるところでございます。しかしながら、今、園部川下流から順次改 修を進めていただいておるところで、今、小山の駅前橋のところまでということで進め ていただいておるわけでございますけれども、京都府においてもご尽力いただいており

ますことに感謝を申し上げます。しかし、これからもこの園部川の安全性の確保というのは、大変重要な課題であります。天神川の放水路の工事もやっていただいておりますし、こういったことにつきましても、市も連携をしながら、園部川にかかわらず、それぞれ市内の河川の安全、この確保のために努力をしていきたいというふうに考えております。今後ともの、また、ご協力やご指導を賜りますことをお願いをして、答弁といたします。

- **〇議長(井尻 治君)** 答弁が終わりました。 矢野議員。
- **〇議員(13番 矢野 康弘君)** 今、市長から、これから認識を新たにしなければならないと、今後とも努力をするということでございますので、今後とも積極的に人権問題に取り組んでいただきますようにお願い申し上げたい。

そして、その次に木崎北中央線、これについては、交通事故が起こってからでは遅う ございますので、やっぱり早急にお願いいたしたいと思います。

宝福寺橋からの根固めブロックについても同じようでございますので、水害が起こってからでは遅うございますので、ぜひとも早急にお願いいたしたいと。

以上で、要望して終わりたいと思います。

○議長(井尻 治君) 以上で、矢野康弘議員の一般質問を終わります。

○議長(井尻 治君) 本日は、この程度といたします。

明日、9月8日午前10時より再開して、一般質問を継続いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さんでございました。

午後3時22分散会